

【2024年1月号(第25号)】

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

CHINA BUSINESS MONTHLY

本号ではまず12月に実施された中央経済工作会議について最新の経済政策についてお伝えいたします。次に中国におけるグリーン金融について現状と課題を、続いて中国への駐在員派遣について最近の傾向をお届けいたします。またデータ・個人情報の域外移転について、最新の状況を踏まえ論点について解説いたします。

この月刊「チャイナビジネスマンスリー」シリーズでは、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いトピックスをみずほがキュレーター役となってお届けして参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【CONTENTS】 (電子版では各記事名をクリックして頂きますと当該記事が表示されます。)

1. チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス..... P1
2. 中央経済工作会議に見る経済政策方針..... P2
3. 中国グリーン金融の発展と展望 P9
4. 中国への駐在員派遣の現状と展望..... P18
5. 中国のデータ・個人情報の域外移転規制について..... P26
6. 「2024年大連ウィーク」主要イベントのご案内..... P34

発行日：2024年1月15日

2024 年 1 月

MIZUHO

《チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス》

中国営業推進部
(インフォライン)

・赤字は今月号で取り上げるトピックス ・青字は今後注目したいトピックス ・紫字は直近 1 か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 マクロ経済 ・共同富裕 ・不動産問題 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・半導体 ・インバウンド ・法治化 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・ESG ・一帯一路		
	・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・ODI・FDI ・エネルギー ・標準化推進 ・グリーン金融 ・資本市場 ・生成AI ・環境規制 ・コーポレートガバナンス ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車 / 電池 ・税制改革 ・人事雇用 ・知財保護		
※1 集団学習	・新時代中国特色社会主義思想学習 (第20期第4回2023/3) ・マルクス主義の中国化・時代化の新境界 の開拓 (第20期第6回2023/6) ・軍事管理の全面的強化 (第20期第7回2023/7)	・新たな発展構造の構築 (第20期第2回2023/1) ・基礎研究の強化 (第20期第3回2023/2) ・WTO改革への積極的参加、高度な対外開放のコント ール能力の向上 (第20期第8回2023/9)	・教育強国建設の加速 (第20期第5回2023/5) ・中華民族共同体意識の強化 (第20期第9回2023/10) ・涉外法制度の構築の強化 (第20期第10回2023/11)
※2 パブ コメ	・食糧安全保障法(第2回) (23/10/25～11/23) ・国务院組織法(23/10/25～11/23) ・国家秘密保持法 (23/10/25～11/23)	・金融安定法 (22/12/30～23/1/28) ・増値税法(第2回目草案) (23/9/1～9/30) ・会社法(第3回目修正草案) (23/9/1～9/30) ・資本項目外貨業務ガイドライン(11/16～11/26)	・データの越境移転の規範と促進(9/28～10/15) ・製品品質法改正案(10/18～11/18) ・ネット安全事故報告管理弁法(12/8～24/1/7) ・労働争議案件の法律適用問題に関する最高裁の 解釈(二)(12/12～12/22) ・EV車電池総合利用管理弁法(12/15～24/1/15) ・ネットゲーム管理弁法(12/22～24/1/22)
主な 公表 政策 等	・中国共産党定款 (22/10/22) ・国务院機構改革方案 (23/3/10) ・立法法 (23/3/13) ・党と国家機構の改革方案 (23/3/16) ・国务院工作規則 (23/3/18) ・反スパイ法 (4/27公布・7/1施行) ・対外関係法 (6/28公布・7/1施行) ・領事保護と協力条例 (23/6/29) ・幹部が知るべき、把握すべき党内規制 及び国家法律リスト制度の構築 (23/8/2) ・外国国家免除法 (23/9/1) ・中国共産党紀律処分条例(12/27)	・外資投資環境の更なる改善及び外資投資の誘致の強化 に関する意見(8/13) ・事業者集中コンプライアンスガイドライン (9/5) ・福建省に台湾融和発展モデル区の設立意見(9/12) ・上海市「ECシルクロード」協力先行区の設立(10/23) ・中国(新疆)自由貿易区総体方案(10/31) ・外資企業への差別的扱いの整理の書簡(11/8) ・政府と社会資本の協力体制の規範実施(11/8) ・北京市サービス業モデル区の更なる開放の方案(11/23) ・民営経済の発展への金融支持措置の強化(11/27) ・上海自貿区高水準の制度開放総体方案(12/7) ・内外貿易一体化発展の加速に係る若干措置(12/11) ・非銀行支払機構監督管理条例(12/17) ・会社法(12/29公布、24/7/1施行)	・個人情報越境標準契約弁法 (23/2/22) ・個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン (23/5/30) ・生成AIサービス管理弁法(7/10公布、8/15施行) ・個人住宅ローン政策の調整改善(23/8/31) ・未成年者インターネット保護条例(23/10/24) ・愛国教育法(23/10/24公布、24/1/1施行) ・2024年一部の休祝日スケジュール(23/10/25) ・低炭素化社会構築法案(23/11/6) ・ICV許可と道路通行の試験的展開(11/17) ・空気の持続的改善の行動プラン(12/7) ・改正特許法実施細則(12/11) ・改正輸出禁止・輸出制限技術目録(12/21) ・食糧安全保障法(12/29公布、24/6/1施行)

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2023/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各局から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載(2022/12以降)

中央経済工作会議に見る経済政策方針

-産業高度化進展も、新興産業における過剰生産能力に警戒-

みずほ銀行 中国営業推進部

上席主任研究員 細川 美穂子

E-mail: mihoko.hosokawa@mizuho-bk.co.jp

T e l : 03-6735-5976

【要約】

- 中央経済工作会議は財政金融政策による下支え強化を明らかに
- 新エネルギー車を梃子に自動車輸出台数が世界一となり産業競争力は着実に向上。24年もデジタル、AI、バイオ、商業宇宙、低空域経済、量子、生命科学、グリーン技術などを育成
- 会議では5年ぶりに「過剰生産能力」に言及。先端産業で投資過熱と競争激化を経て整理淘汰に向かうリスクも
- 雇用所得環境悪化から消費マインド低下が続く中、所得向上を通じた消費需要喚起が課題

「有効需要不足、一部業種の生産能力過剰、社会の予想の弱さ」（中央経済工作会議）

I. 5年ぶりに過剰生産能力に言及

23年12月11～12日、24年の経済政策方針を決める「中央経済工作会議（以下、会議）」が開催された。会議は経済の現状について、「外部の圧力に耐え、内部の困難を克服し、改革開放を全面的に深化させ、マクロ調節コントロールの度合いを高め、内需拡大、構造改善、自信の喚起、リスクの防止・解消に注力。経済は回復・上向き、質の高い発展が着実に推進、近代的産業システムづくりで重要な進展が見られ、科学技術イノベーションで新たな突破を実現、改革開放を縦深へ推し進め、安全保障と発展の基礎を強固に突き固め、民生を強力かつ効果的に保障」との認識を示した。

一方、「経済回復好転のため克服すべき困難・挑戦」として「有効需要不足、一部業種の生産能力過剰、社会の予想の弱さ、依然多いリスク・隠れた危険、国内大循環の目詰まり、外部環境の複雑さ、厳しさ、不確実性の増大」に言及した。

24年の経済運営について「安定の中で前進を目指す（稳中求進）全般的取り組み基調を堅持、新たな発展理念を完全・正確・全面的に貫き、新たな発展の枠組み構築を急ぎ、質の高い発展に力を入れ、改革開放を全面的に深化させ、高いレベルの科学技術自立自強を図り、マクロ調節コントロールの度合いを高める」方針を明らかにした。

II. 財政金融政策とも23年比で強めの対応へ

コロナ期間中の移動制限からの反動による成長要因が剥落、不動産市場調整も続くことから、24年実質GDP成長率は5%割れとなることが予想される^{*1}。このため、財政金融政策について、今次会議は23年の政策方針である「積極的な財政政策、穏健（中立的）な金融政策」の既定路線を24年も維持することを確認しつつ、より下支え色を強めている。財政政策は23年方針の「力を入れて効率的に（加力提效）。」に対し、24年は「適度に力を入れ、質と効果を高める（适度加力、提质增效）」と

^{*1} みずほRTによる中国実質GDP見通し：23年f+5.2%、24年f+4.6%、25年f+4.2%（23/12）。
<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/outlook231225.pdf>

の表現で、財政規律を意識しつつも、的を絞った分野への支出増の確保を示唆した。また、23 年は減税、費用引き下げに関する言及はなかったが、24 年は「構造的減税・公課引き下げ政策実行（落实好结构性減税降费政策）」に言及している。

藍佛安財政部長は、1 月 4 日付け人民日報に掲載されたインタビュー^{※2}で、「「適度に力を入れ、質と効果を高める（适度加力）」の面では、専項債、国債および税金優遇、財政補助、財政利子補給、融資保証等の多種の政策手段を組み合わせ、支出規模を適度に拡大、経済の持続的な回復を促進する。

1) 適切な支出強度を維持。財政収入以外に、24 年は一定規模の赤字を手配、予算安定調整基金、その他の政府予算から一部資金を調達し、財政支出増を確保、国内需要牽引、経済発展に必要な支えを形成。2) 政府投資の規模を合理的に手配。政府全体のレバレッジ率の基本的な安定維持原則の下、引き続き適切な規模の地方政府特定専項債を発行。3) 移転支払いに力を入れ、末端組織の「三保（基本的民生、賃金、運営の保証）」のベースラインを強化。24 年、中央から地方への移転支払は引き続き一定規模を維持、特に均衡性移転支払を増やし、財力の弱い地区の資金保障を強化。4) 税金・費用徴収政策を最適化・調整。構造的な減税・費用引き下げ政策を確実に実行、科学技術革新と製造業の発展を重点的に支援。税外収入の管理を引き続き規範化、むやみな費用徴収・罰金・費用負担を断固として防止」するとした。

「「質と効果を高める（提质增效）」に関しては、1) 節約できるお金は全て節約。2) 財政支出構造の最適化に力を入れ、限られた増分資金の活用だけでなく、資金の活性化、ストックの調整を行い、効果の低い資金を浮かせ重点保全に充て、支出の硬直化を防ぐ。3) 業績効果の管理強化に力を入れ、業績効果の理念と方法を予算管理に深く導入、予算編成目標、予算執行に監視制御、予算完成に評価、評価結果にフィードバック、フィードバック結果に応用がある全チェーンメカニズムを整備、情報技術のサポート強化、財源の配置効率と資金の使用効果と利益を高める。4) 財政規律を厳格化、違法行為を断固として調査・処理。5) 財政の持続可能性強化、財政負担能力評価を深く展開、隠れたリスクに効果的に対応、財政の安定性を確保。6) 政策の相乗効果を強化し、財政と通貨、就業、産業、地域、科学技術、環境保護などの政策と方向性を一致させ、組み合わせ効果を拡大」と説明した。

金融政策を巡る表現は、23 年方針の「的確で強力に（精准有力）」から、24 年方針は「柔軟・適度、精密・効果的（适度加力、提质增效）」とし、23 年と同様「科学技術革新、グリーン転換、インクルーシブ小規模・零細、デジタル経済などに対する支援度を強める」（次項図表 1）。

1 月 4-5 日に開かれた人民銀行工作会議^{※3}では、「社会融資規模の通年の持続可能な比較的速い成長を確保（确保社会融资规模全年可持续较快增长）」とし、会議後文書中の「社会融資規模、通貨供給量を経済成長、物価水準目標と一致させる（社会融资规模、货币供应量同经济增长和价格水平预期目标相匹配）」に比べ、より下支え色を強めた表現となっている。

※2 人民日報 2024 年 1 月 04 日「强化政策支持 and 资金保障 促进国民经济循环畅通 ——财政部党组书记、部长蓝佛安关于当前经济财政形势的问答」

http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2024-01/04/nw.D110000renmrb_20240104_2-02.html

※3 人民銀行「2024 年中国人民银行工作会议在京召开」

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5194629/index.html>

図表 1 「積極的な財政政策と穏健な通貨政策の実施」 関連表現の比較

<p>2023年 (24年 方針)</p>	<p>・積極的な財政政策は適度に力を入れ、質と効果を高める。財政政策の余地をうまく使って、資金効率と政策効果を高める。財政支出構造を最適化、国の重大戦略任務の財源保証を強める。地方政府特別債を資本金に充てる範囲を適正に拡大適度に力を入れ、質と効果を高める。財政政策の余地をうまく使って、資金効率と政策効果を高める。財政支出構造を最適化、国の重大戦略任務の財源保証を強める。地方政府特別債を資本金に充てる範囲を適正に拡大。構造的減税・公課引き下げ政策をきちんと実行に移し、科学技術革新と製造業の発展を重点的に支援。移転支出の資金監督を厳格にし、財政規律を厳格に。財政の持続可能性を高め、末端の民生・賃金・公共インフラ最低線をしっかり支える。一般的支出を厳格に抑制。党・政府機関は緊縮財政に慣れる</p> <p>・穏健な金融政策は柔軟・適度・精密・効果的に。流動性の合理的余裕を維持、社会融資規模、通貨供給量を経済成長、物価水準目標と一致させる。金融政策ツールの総量と構造の二重機能をうまく発揮させ、ストックを活性化、効果を引き上げ、金融機関が科学技術革新、グリーン転換、インクルーシブ小規模・零細、デジタル経済などに対する支援度を高めるよう誘導。社会総合資金調達コストを安定させつつ低下。人民元為替レートの合理的で均衡のとれた水準での基本的安定を維持</p> <p>積極的財政政策要适度加力、提质增效。要用好财政政策空间，提高资金效益和政策效果。优化财政支出结构，强化国家重大战略任务财力保障。合理扩大地方政府专项债券用作资本金范围。落实好结构性减税降费政策，重点支持科技创新和制造业发展。严格转移支付资金监管，严肃财经纪律。增强财政可持续性，兜牢基层“三保”底线。严控一般性支出。党政机关要习惯过紧日子。</p> <p>稳健的货币政策要灵活适度、精准有效。保持流动性合理充裕，社会融资规模、货币供应量同经济增长和价格水平预期目标相匹配。发挥好货币政策工具总量和结构双重功能，盘活存量、提升效能，引导金融机构加大对科技创新、绿色转型、普惠小微、数字经济等方面的支持力度。促进社会综合融资成本稳中有降。保持人民币汇率在合理均衡水平上的基本稳定。</p>
<p>2022年 (23年 方針)</p>	<p>・積極的な財政政策は力を入れて効率的に。必要な財政支出強度を維持。赤字・专项債・利子補給等のツールを組み合わせ、質の高い発展を有効に支持しながら、財政の持続可能性と地方政府債務リスク抑制を保障。中央の地方への移転支払を強め、財力の地方移動を後押し、末端の民生・賃金・公共インフラの運営を維持</p> <p>・穏健な金融政策は的確で強力に。流動性の合理的な余裕を維持、M2・社会融資規模と名目GDP成長率の伸びを基本的に一致させ、金融機関の零細企業、科学技術革新、グリーン発展等の領域への支援強化を誘導。人民元レートの合理的な均衡水準での基本的な安定を維持。金融の安定保障体系を強化</p> <p>積極的財政政策要加力提效。保持必要的财政支出强度，优化组合赤字、专项债、贴息等工具，在有效支持高质量发展中保障财政可持续和地方政府债务风险可控。要加大中央对地方的转移支付力度，推动财力下沉，做好基层“三保”工作。</p> <p>稳健的货币政策要精准有力。要保持流动性合理充裕，保持广义货币供应量和社会融资规模增速同名义经济增速基本匹配，引导金融机构加大对小微企业、科技创新、绿色发展等领域支持力度。保持人民币汇率在合理均衡水平上的基本稳定，强化金融稳定保障体系。</p>

(資料) 人民日報 23年12月13日 http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2023-12/13/nw.D110000renmrb_20231213_1-01.htm

22年12月17日 http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2022-12/17/nw.D110000renmrb_20221217_1-01.htm

Ⅲ. 「科学技術革新で近代的産業システム構築」

24年の重点として、①科学技術革新で近代的産業システム構築、②内需拡大に注力、③重点分野の改革、④高レベルの対外開放、⑤重点分野のリスクを持続的に有効に防止、解消、⑥「三農」（農業、農村、農民）仕事を揺るぎなく、⑦都市・農村融合と地域の調和発展、⑧エコ文明建設とグリーン低炭素開発、⑨民生の保障、改善の九項目を挙げた（文末図表 5）。

Ⅳ. 「中国製造 2025」の成果で新エネルギー車輸出拡大

会議で示された現状認識で「近代的産業システムづくりで重要な進展が見られ、科学技術イノベーションで新たな突破を実現」と述べられた中には、自動車産業において、新エネルギー車の発展を梃子に輸出が日本を上回り世界一になったことも含まれよう。23年の自動車販売台数は3,009.4万台、前年比+12.0%と二けた成長、世界初の3,000万台超を記録した。

輸出台数は491万台、これは1-11月時点で441万台に対し日本の399万台を上回っており、通年でも日本を抜き世界一となったとみられる。また、新エネルギー車の販売はBYDが10-12月期に52万6,409万台と、テスラ^{※4}の48万4,507台を凌駕し世界一となった。

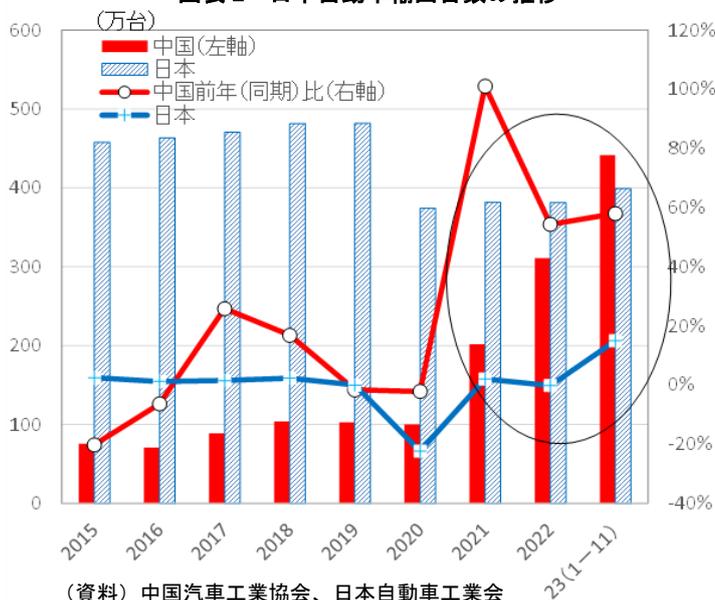
※4 テスラの23年年間販売台数180万8,581台。うち94万7,000台が上海工場生産。
<https://jp.reuters.com/markets/world-indices/RTWA03HORZLCRIKYZ44WIJNX7U-2024-01-02/>

2015年に打ち出された「中国製造2025」は生産年齢人口減少によるコスト上昇、所得水準拡大の環境下、競争力を高め製造大国から製造強国への転換を図る政策である。その中で挙げられた十大重点領域のうちの一つが新エネルギー車で、その後押しもあり自動車輸出は21年以降、急増してきた(図表2)。

「中国製造2025」で重点分野に指定された新エネルギー車や自動運転が着実に発展を遂げたように、当局による産業政策を受けた分野の発展と関連分野の需要増は今後も見込まれる。ここで、会議で打ち出された9項目方針の第一番目に挙げられた「科学技術革新」をみると、「デジタル経済、AIの発展を加速、バイオ製造、商業宇宙活動、低空域経済(ドローン宅配など)などの戦略的新興産業、量子、生命科学など未来産業」を挙げ、「デジタル技術、グリーン技術」を幅広く利用するとしている。

会議を受け工業情報化部(工信部)が12月21日に開いた全国工業情報化工作会議(工信部会議)は、24年産業振興の重点12項目を挙げた(次項図表3)。このうち4.伝統産業高度化、5.優位産業のけん引役としての地位強化、6.新興産業の育成加速、7.情報通信業の質の高い発展の方針に盛り込まれた内容は、新エネルギー車をはじめとする自動車産業と同様に、当局の育成対象分野として発展が見込まれ、関連需要増が期待できよう。

図表2 日中自動車輸出台数の推移



図表3 24年の重点12項目(全国工業情報化工作会議)

<p>1. 工業経済の安定成長</p> <ul style="list-style-type: none"> 10大業界の安定成長業務プランを深く実施、工業大省が「大黒柱を担ぐ」を継続 経済宣伝、政策解説および世論誘導を適切に行う 原材料、消費財の「三品」(品種増加、品質向上、品牌(ブランド)創生)行動を深化 新エネルギー自動車、電子製品などの大口消費を引き上げ <p>2. 製造業重点産業チェーンの高品質発展行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹コア技術の堅強攻略プロジェクト、産業基盤のリエンジニアリングプロジェクト、重大技術設備の堅強攻略プロジェクトを一体化して推進 技術の堅強攻略・突破と成果の応用加速、「点を玉に、玉をチェーンに」実現 <p>3. 産業の科学技術革新能力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学技術革新と産業革新の深い融合を強力に推進、国の新型工業化モデル区設立を始動 園區の質と効果の向上を推進し、国家新型工業化モデル区の創建を始動 <p>4. 伝統産業の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼、非鉄金属、軽工業などの重点業界の改造・高度化 製造業の「インテリジェント・リダクション・ネットワーク(智改数転網)」推進 スマート製造試行モデルを深め、オープンソースシステムの建設 <p>5. 優位産業のけん引役としての地位強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー自動車のバッテリー交換モデルの発展を支援 航空宇宙、電子情報、新エネルギーなどの分野におけるレアアースのハイエンド応用 <p>6. 新興産業の育成加速</p> <ul style="list-style-type: none"> インテリジェント・コネクテッド・ビークル(ICV)の参入と公道走行テスト開始 北斗ナビの大規模な応用と衛星インターネットの発展 新エネルギー、新素材、ハイエンド設備、バイオ医薬、ハイエンド医療設備などの新興産業を育成、バイオ製造・商業航空宇宙・低空域経済など新たな成長点を作る。将来の産業発展行動計画を打ち出す <p>7. 情報通信業の質の高い発展</p> <ul style="list-style-type: none"> 5G、テラバイト級ネットワークの大規模な配置を推進、インテリジェント・コンピューティング施設の配置を加速、6Gのプレ研究を強化 中小企業向けに一連のインクルーシブな支援策を実施、全国の中小企業にサービスを提供するための「統一ネットワーク」の構築を加速、複数のチャンネルから企業の「专精特新」(専門性、精巧性、特徴性、新規性)発展を支援 	<p>8. 工業のグリーン低炭素発展</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業分野の炭素排出削減を確実に推進 鉄鋼、セメント、板ガラスの新増生産能力を厳しく抑制 工業デジタル化炭素管理試験点を展開し、工業のエネルギー効率、水効率の向上行動を深く実施 新興の固体廃棄物の総合利用市場化の道を積極的に探索、グリーン低炭素産業を強力に発展させ、グリーン製造を全面的に普及 <p>9. 中小企業の質の高い発展を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特化型新企業の革新発展を多方面から支援、中小企業デジタル化モデルチェンジ都市の試行と「三賦」特別行動を深く展開 全国中小企業サービス「1枚の網」の建設を加速 <p>10. 国防科学技術工業体系の配置を最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> 一体化国家戦略体系および能力の向上を強固に <p>11. 高等教育機関の「双一流」建設</p> <ul style="list-style-type: none"> 党建設、政治思想、イデオロギー活動強化、特色が鮮明、優位性が際立つ学科・専門体系を構築 トップレベルのイノベーション人材を育成、各所属大学の国家実験室建設への参与を支持、キャンパスの安全と安定を保障 <p>12. 業界管理の現代化レベル向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 過剰生産能力業界に対する規範的指導を強化 新産業標準化パイロットプロジェクトを実施 電気通信市場参入を緩和 二国間・多国間メカニズムの協力を深化させる 製造業の人材育成などの重点プロジェクトの実施に力を入れる 通信管理局の建設強化 部属単位が主要業務に焦点、特色を際立たせ、コアサポート能力構築をサポート 民爆業界監督管理強化、通信業及び通信施設建設の安全生産監督管理に注力 重大活動及び突発事件の通信サービス、ネットワーク安全、無線安全等の保障 <p>(資料) 工業情報化部「全国工业和信息化工作会议在京召开」</p> <p>https://www.miit.gov.cn/xwdt/gzdt/1dhd/art/2023/art_bfa9bab733374d2a9a79f5c86935aeed.html</p>
--	---

V. 新興産業における過剰生産能力に警戒

他方で、ブームとなっている分野での投資過熱や競争激化に伴う過剰生産能力は懸念される。今次会議で、「過剰生産能力」への言及があったが、12～18年の会議において7年連続で言及していたものの19～22年には言及がなく、5年ぶりの登場である。工信部会議でも、「鉄鋼セメント板ガラスの新規生産能力を厳しく抑制する」としたほか、「過剰生産能力業界に対する規範的指導を強化」とした。

文書で名指しはされていないものの、ここでの「業界」は新興産業を指していると考えられ、例えば自動車動力電池の生産能力利用率は22年の51.6%から23年には41%に低下した可能性、太陽光パネルや動力電池の原材料になる炭酸リチウム価格がすでに暴落との国内報道もなされている^{※5}。

VI. 消費需要拡大で注目される農村部

内需拡大について、9項目の2番目で「デジタル消費、グリーン消費、健康消費を発展させ、インテリジェント家庭用品、文化・娯楽・観光、スポーツイベント、国産品「トレンジ（潮品）」などの新たな消費成長ポイントの他、伝統消費の分野では、新エネルギー自動車、電子製品の消費拡大を伸ばす」とした。

消費拡大には「都市農村住民の収入増、中所得層の規模拡大」が不可欠であるが、資源を投入すれば一定の発展が見込める産業政策に比べ、消費喚起策は、コロナや不動産市場調整の下で影響を受けた分野、階層にとり効果を出すのは容易ではない。雇用統計が一部発表されなくなり雇用所得環境の実態をつかみにくくなる中、ネット上では給料の遅配欠配、賃下げになった業界の話題も散見される。不動産市場調整に伴う逆資産効果は、複数の不動産を所有する階層の消費マインドにマイナスとなっているとみられる反面、所得格差の大きい中国では、そうした影響を受けにくい階層も存在する。

経済回復の過程で異なる地域、階層、業界ごとに如何に消費需要を喚起できるかが課題となる。消費拡大とその前提となる収入増に関連して、第6項目の「三農工作」では、「貧困脱却を図った階層を後戻りさせない。農村部の産業発展、科学技術活用による農民の増収措置強化」が示された。AI活用による農業効率化は例えば収穫期や産量・作柄予測ができるといった進展がみられ、拡大余地がある。また第7項目の「都市農村融合と地域の調和のとれた発展」において、「**県城**^{※6}を重要な担い手とする新型都市化建設推進」に言及した。「**下沈市場**（三線都市以下の都市農村）」におけるコーヒーや茶飲料チェーンなど外食店舗網の発展余地は23年に話題となった。さらに第9項目では「雇用優先の方向を一段と際立たせ、重点グループの雇用安定を確保。社会保障ネットを緻密にし、階層別・種類別社会救済システムを整える」とした。

VII. 重点分野リスクの対応方針は明確

重点分野のリスクについて会議は、「不動産、地方債務、中小金融機関などのリスクを統一的に解消、違法な金融活動を厳しく取り締まる」としたのみであるが、これらリスクへの認識や対応について、

23年11月8日の潘功勝人民銀行行長による講演において整理されている（次項図表4）。不動産金融では住宅引き渡し（保交楼）のための専用借入金設立、地方政府債務リスク解消に向け地方政府と

^{※5} 財新週刊23年49期「2024如何以進促穩、先立後破」

^{※6} 県は市の下にある行政単位で、日本の市町村に相当。県城は県政府所在地。

金融部門の協業による支援、中小金融機関リスク管理など、当局による問題認識とその解決方法が具体的に示されている。

但し、その本格的な実行には例えば公的資金投入の方法、規模やタイミングも含め高度な政治判断が求められ部分もあり、今次会議に関連の言及がなかったことで、その時機がまだ来ていないことが示唆される。

なお、不動産市場について各種政策が採られてもその回復には買い手側の購入意欲回復が不可欠であるが、価格回復が遅れる中で「買い急ぎ」でなく「買い控え」傾向が続く間は、需要回復には時間を要するものと考えられる。また、会議で挙げられた第三項目の方針「重点分野の改革」の中で、「新たな財政・租税体制改革を計画」することが示されたのは、不動産市場調整に伴い土地権利売買による財政収入鈍化がもたらした財源不足への対応も念頭にあると考えられる。

以上

図表 4 潘功勝人民銀行行長講演にみる金融リスク認識と対応 (23年11月8日)

1. 不動産金融	市場調整とチャンス	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の不動産市場は20年以上の長期的な好況を経て、大きく転換、新たな均衡点を模索。住宅需要の中核レベル、住宅市場の取引構造および業務モデルには深刻な変化が進行中 不動産市場の転換は一定の挑戦をもたらすと同時に、新しい発展のチャンスを内包 都市化は依然として発展段階にあり、新市民の規模は比較的大きく、実需と住宅改善の需要には大きな潜在力
	企業リスク顕在化	<ul style="list-style-type: none"> 一部の不動産企業の長期にわたる「高レバレッジ、高負債、高回転率」経営、資産負債の急速な拡張、不動産市場需給関係の重大な変化、疫病発生等の衝撃などが重ね合わさり、恒大を代表とする企業のリスクが顕在化、業界に拡散
	政策対応	<ul style="list-style-type: none"> この3年来(20-23年)、党中央、國務院の手配に従い、業界の主管部門と地方政府は多くの措置を取り、金融部門は協力して需要と供給の両端から総合的に施策、業界の融資性と経営性のキャッシュフローを改善、不動産金融政策を最適化調整、「金融16条」発表、「保交楼(住宅引き渡し)」専用借入金設立、頭金比率調整、住宅ローン金利等のマクロ金融政策を慎重に調整
	リスク制御は可能	<ul style="list-style-type: none"> 景気が回復、不動産政策の効果が現れ、市場自体が修復されたことで、8月以降、不動産市場の成約は全体的に改善 不動産関連貸出は銀行貸出残高の23%を占め、うち約80%は個人住宅ローン。中国では非常に慎重な個人住宅ローン政策を長く実行、不動産市場調整の金融システムに対する波及影響は全体的にコントロール可能
	不動産向け貸出・債券安定、「三大工程」資金支援	<ul style="list-style-type: none"> 人民銀行は業界主管部門と地方政府に積極的に協力、不動産市況の安定かつ健全な発展を金融支援。金融機関が不動産貸付、債券などの重点融資ルートに安定を維持するよう誘導、異なる所有制の不動産企業の合理的な融資需要を一視同仁に満たす 保障性住宅等「三大工程」建設に中長期低コストの資金支援を提供、住宅賃貸金融政策体系を整備、不動産発展の新たなモデル構築を推進
2. 地方政府債務	債務の程度と特徴	<ul style="list-style-type: none"> 我が国政府の債務レベルは国際的に中の下レベル、中央政府の債務負担は比較的小さい ①主にインフラ投資に用いられ、一般的に実物資産の支持があり、現地の経済発展に対して比較的良好なプラスの作用。②大部分の地方政府債務は主として経済規模が大きく、経済成長が比較的速い省に集中、自ら債務を解消する能力
	23年入り後、金融部門・関係部門による地方政府債務リスク解消を積極的に支持する措置	<ul style="list-style-type: none"> ①財政規律を厳格にし、地方政府と融資平台**が資産を活性化や売却等の方法で、資源を調達して債務を返済することを推進 ②債務負担が相対的に重い地域に対して、新規政府投資プロジェクトを厳格に抑制 ③金融管理部門は関連政策を発表、金融機関が市場化、法治化の原則に従い、融資平台と平等に協議し、期限の延長、借り換え、買い替えなどの方式を通じて、分類して施策、ストックの債務リスクを解消、新規増分債務を厳しく抑制、かつ常態化された融資平台金融債務監視メカニズムを確立。人民銀行は必要に応じ、債務負担が相対的に大きい地域に対する緊急流動性融資で支援 ④地方政府が合併・買収、資産注入等の方式を通じて、融資平台の政府融資機能を徐々に剥離、政府の信用に頼らず、財務が自主的で持続可能な市場化企業に転換することを支持
3. 中小金融機関		<ul style="list-style-type: none"> 我が国の高リスク金融機関は、量的にも資産規模においても金融システムに占める割合が非常に小さい 近年の改革・リスク解消を経て、リスクの高い中小銀行の数はすでにピーク時より半数に低下。少数の高リスク機関が相対的に集中している省では、中小銀行改革リスク解消案を制定、高リスク機関の数とリスクレベルをさらに引き下げ 中国人民銀行は関連部門と協力、金融リスクの監視・評価・防止システムを整備、厳格な制約を持つ金融リスクの早期正メカニズムを健全化、中小金融機関のリスクの早期正活動の標準化と権威性を高める

(注)*三大工程: 保障性住宅、城中村(都市の中で発展から取り残された地域)再開発、平時緊急時両用公共インフラ。

**融資平台: インフラ建設や不動産向け貸出の受け皿となる地方政府関連会社。

(資料) 中国人民銀行23年11月8日、中国人民銀行行長、国家外匯局局長潘功勝在2023金融街论坛年会上の講話

図表5 24年経済政策方針（23年中央経済工作会議）

○現状認識	<p>・外部の圧力に耐え、内部の困難を克服し、改革開放を全面的に深化させ、マクロ調節コントロールの度合いを高め、内需拡大、構造改善、自信の喚起、リスクの防止・解消に注力</p> <p>・我が国経済は回復・上向き、質の高い発展が着実に推進</p> <p>・経済回復好転のため克服すべき困難・挑戦：有効需要不足、一部業種の生産能力過剰、社会の予想の弱さ、依然多いリスク・隠れた危険、国内大循環の目詰まり、外部環境の複雑さ、厳しさ、不確実性の増大</p>
○24年の経済工作	<p>・安定の中で前進を目指す（稳中求進）全般的取り組み基調を堅持、新たな発展理念を完全・正確・全面的に貫き、新たな発展の枠組み構築を急ぎ、質の高い発展に力を入れ、改革開放を全面的に深化させ、高いレベルの科学技術自立自強を図り、マクロ調節コントロールの度合いを高める</p> <p>・内需拡大と供給サイド構造改革、新型の都市化と鄉村の全面振興、質の高い発展と高いレベルの安全保障を一体的にとらえ、確実に経済活力を高め、リスクを防止・解消、社会の予想を改善、経済の回復・上向き基調を固め、経済の質の効果的向上と量の合理的増加を持続的に後押し、民生の福祉を増進、社会の安定を維持、中国式近代化によって強国建設、民族復興の偉業を全面的に推進</p> <p>・安定の中で前進を目指す、前進によって安定を促す、まず打ち立ててから打ち破る（新しいものを作ってから古いものをやめる）ことを堅持、予想安定、成長安定、雇用安定に資する政策を少しでも多く打ち出し、方式（パターン）の転換、構造調整、質の向上、収益増大で積極的に前進をめざし、安定の中での上向きの基礎をたえず強固に</p> <p>・マクロ政策のカウンターシクリカル（逆周期）とクロスシクリカル（跨周期）の調節を強め、引き続き積極的な財政政策と穏健な（ブルーデンス）金融政策を実施、政策ツールの革新と協調・連携を強化</p> <p>・積極的な財政政策は適度に力を入れ、質と効果を高める。財政政策の余地をうまく使って、資金効率と政策効果を高める。財政支出構造を最適化、国の重大戦略任務の財源保証を強める。地方政府特別債を資本金に充てる範囲を適正に拡大。構造的減税・公課引き下げ政策をきちんと実行に移し、科学技術イノベーションと製造業の発展を重点的に支援。移転支出の資金監督を厳格にし、財政規律を厳格に。財政の持続可能性を高め、末端の「三保」（基本的民生、賃金、運営の三つを保証）最低線をしっかりと支える。一般的支出を厳格に抑制。党・政府機関は緊縮財政に慣れる</p> <p>・強健な金融政策は柔軟・適度・精密・効果的に。流動性の合理的余裕を維持、社会融資規模、通貨供給量を経済成長、物価水準目標と一致させる。金融政策ツールの総量と構造の二重機能をうまく発揮させ、ストックを活性化、供給を引上げ、金融機関が科学技術革新、グリーン転換、インクルーシブ小規模・細微（MSBs）、デジタル経済などに対する支援度を強めるよう指導。社会総合資金調達コストを安定させつつ低下。人民元為替レートの合理的で均衡のとれた水準での基本的安定を維持</p> <p>・マクロ政策の方向性の一致を強める。財政、金融、雇用、産業、地域、科学技術、環境保護各政策の協調・連携を強化し、経済以外の政策をマクロ政策方向一致評価に組み入れ、政策の一体性を強め、同一方向注力、合力（シナジー）形成を確保。経済の宣伝と世論の指導を強化し、中国経済光明論（中国経済の見通しは明るい）を鳴り響かせる</p>
1. 科学技術革新で近代的産業システム構築	<p>・科学技術革新で産業イノベーションを推進、特に破壊的技術と先端技術で新たな産業、モデル、成長エネルギーを生み出し、新たな質の生産力を発展。・新型举国体制を整え、製造業重点産業チェーンの質の高い発展行動を実施、質の面のサポートと基準によるリードを強化、産業チェーン・サプライチェーンの強じん性と安全水準を高める。・新型工業化を大いに推進し、デジタル経済、AIの発展を加速。・バイオ製造、商業宇宙活動、低空域経済など若干の戦略的新興産業を築き、量子、生命科学など未来産業の新たな競争の場を開き、デジタル技術、グリーン技術を幅広く利用し、伝統産業のタイプ転換・高度化を加速。・応用・基礎技術研究と先端研究を強化、企業の科学技術革新の主体としての地位を強化。・ベンチャー投資、株式投資を奨励、発展</p>
2. 内需拡大に注力	<p>・潜在能力ある消費を喚起、有効投資を拡大、消費と投資が互いに促進する好循環を形成。・消費のコロナ禍後の回復から持続的拡大へと促し、新型消費を育て、強大にし、デジタル消費、グリーン消費、健康消費を大いに発展させ、インテリジェント家庭用品、文化・娯楽・観光、スポーツイベント、国産品「トレンド」などの新たな消費成長ポイントを積極的に育成。・「伝統消費の安定・拡大を図り、新エネルギー自動車、電子製品など大口消費を拡大。・都市農村住民の収入を増やし、中所得層の規模を拡大、消費環境を最適化。・技術、エネルギー消費、排出などの基準引き上げをけん引役とし、大規模設備更新と消費財刷新を推進。・政府投資の効果を生かし、基幹コア技術難関攻略、新型インフラ、省エネ・排出削減、炭素低減を重点的に支援、発展の新エネルギーを育成。・投資資金メカニズムを整備し、政府と民間資本が協力する新たなメカニズムを実施、民間資本による新型インフラなどの建設参加を支持</p>
3. 重点分野の改革	<p>・改革を一段と全面的に深める重大な措置を計画し、質の高い発展の推進と中国式近代化建設の加速のために強大な原動力を持続的に注入。・「二つの揺るがせにせず」の体制・仕組みを絶えず整備、実現、各種経営主体の内的原動力とイノベーション活力を十分喚起。・国有企業改革深化向上行動を深く実施、コア機能を増強、コア競争力を高める。・民営企業の発展・強化を促し、市場参加、要素獲得、公平法執行、権益保護などの面で幾つかの措置を実施。・中小企業の「专精特新」専門化、精密化、特色化、新新化発展を促進。・全国統一大市场建設を加速、さまざまな形の地方保護と市場分割の排除に力を入れる。・社会全体の物流コストを有効に引き下げ。・新たな財政・租税体制改革を計画、金融体制改革を実行</p>
4. 高レベルの対外開放	<p>・貿易の新たなエネルギー育成を加速し、貿易と外資の基盤を固め、中間品貿易、サービス貿易、デジタル貿易、越境電子商取引輸出を広げる。・通信、医療などのサービス業の市場参入を緩和、世界の高い基準の経済・貿易ルールと突き合わせ、データ越境流動、政府調達平等参加などの問題を真剣に解決し、市場化、法治化、国際化の一流ビジネス環境を持続的に築き、「中国投資」ブランドを築く。・外国籍者の中国でのビジネス、学習、観光でのネック（制約）を確実に打破。・質の高い「一帯一路」共同建設支援8項目行動実行に注力、重大なシンボリックプロジェクトと「小さくても整っている」民生プロジェクトを統一に計画、推進</p>
5. 重点分野のリスクを持続的に有効に防止・解消	<p>・不動産、地方債務、中小金融機関などのリスクを統一的に解消、違法な金融活動を厳しく取り締まり、システミックリスクを発生させない最低ラインを断固守る。・不動産リスクを積極的かつ適切に解消、さまざまな所有制の不動産企業の合理的資金需要を一視同仁に満たし、不動産市場の平穏で健全な発展を促進。・保障性住宅2建設、「平時・緊急時両用」公共インフラ建設、「城中村」3再開発の「三大プロジェクト」推進を加速。・関連の基礎的体制を整備、不動産発展の新モデル構築を加速。・地方債務リスク解消と安定発展を一体化して調整、経済大省は真に大黒柱の役割を果たし、全国の経済安定に一段と大きく貢献</p>
6. 「三農」（農業、農村、農民）工作を揺るぎなく	<p>・農業強国建設の目標に狙いを定め、「千万工程」4の経験を学び、生かし、鄉村全面振興を力強く、有効に推進、国の食糧安全保障を確保、大規模な貧困後戻りを発生させない最低ラインを確保、鄉村産業発展水準の向上、鄉村建設水準の向上、鄉村統治水準の向上を重点とし、科学技術と改革の両輪駆動を強化、農民の增收措置を強化、力を集中し、人々が実感でき、恩恵がもたらされる有益なことに力を入れ、居住や仕事に適した美しい鄉村を建設。・食糧など重要農産物の安定・安全供給に揺るぎなく力を入れ、食糧の生産地と消費地の横断的補償メカニズムを模索、確立、耕地専有補償バランス制度を改革、整備、高規格農地建設の投入基準を高める。・大農業観、大食物観を確立、農業を近代的な大型産業に</p>
7. 都市・農村融合と地域の調和発展	<p>・新型都市化と鄉村全面振興を有機的に結びつけ、各種要素の双方向移動を促進し、県域を重要な担い手とする新型都市化建設を推進、都市・農村融合発展の新たな枠組みを形成。・都市更新行動を実施し、居住に適し、強じん性のあるスマート都市を築く。・各地区の比較優位を十分に生かし、主体機能の位置づけに従い、新たな発展枠組み構築に積極的に融合、寄与。・重大生産力の配置を最適化、国家戦略中心地建設を強化。・海洋経済を大いに発展させ、海洋強国を建設</p>
8. エコ文明建設とグリーン低炭素開発	<p>・美しい中国先行区を建設し、グリーン低炭素開発の高地を築く。・炭素排出量ピークアウトとカーボンニュートラルを積極的かつ適切に推進、グリーン低炭素供給チェーンの構築を加速。・青い空、澄んだ水、清浄な土を守る戦いを持続的に深める。・エコ製品の価値実現メカニズムを整備。・集団林権制度改革を実施。・新型エネルギーシステムの構築を加速、資源の節約集約循環高効率利用を強化、エネルギー資源安全保障能力を引き上げ</p>
9. 民生の保障、改善	<p>・全力で取り組み、力に応じて進め、民生の最低ラインをしっかりと守る。・雇用優先の方向を一段と際立たせ、重点グループの雇用安定を確保。・社会保障ネットを緻密にし、階層別・種類別社会救済システムを整える。・出產支援政策体系の整備を急ぎ、シルバ産業発展、人口の質の高い発展</p>

(注) 1) 公有制経済を少しも揺るがず強固にし、発展させ、非公有制経済の発展を少しも揺るがず奨励、支持、誘導。2) 低所得者向けの社会保障的性格の住宅。3) 都市の中で発展から取り残された地域。4) 1千のモデル村づくりと1万の村整備。(資料) 人民日報 23年12月13日 http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2023-12/13/nw.D110000renmrb_20231213_1-01.htm

中国グリーン金融の発展と展望

-多様な可能性と新たな挑戦に向けて-

みずほ銀行 中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

E-mail : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

T e l : 03-5220-8729

【 要約 】

- 中国は 2030 年のカーボンピークアウトと 2060 年のカーボンニュートラルという国際的なコミットメントをしており、これを達成するため積極的な政策がとられている。
- グリーン金融の担う役割も重要視され、昨今では ESG 事業の推進と相伴って活発化している。
- 中国は 2022 年時点で世界最大のグリーンローンとグリーンボンドの発行国となっている。
- カーボンプライシングによる排出権市場のファイナンス促進などグリーン金融システムの構築と改善や、更なる ESG 事業の発展が求められている。
- フィンテックなどの強みを駆使し、国際金融協力の推進拡大を通じて課題克服と持続可能な発展に寄与することが期待される。

1. はじめに

昨年 12 月に開催された COP28 で脱化石燃料化を 10 年で開始することなどを盛り込んだ成果文書が採択されたように、地球温暖化対策について猶予する時間がなくなっている中、カーボンニュートラルへの世界的な取り組みが進行し、特に SDG s や ESG など企業の社会的な責任を高める形で世界の持続可能な発展への機運が高まっている。世界最大の CO2 排出国としての中国における脱炭素と環境保護の取り組みは特に注目される中、近年様々な成果も収められてきている^{*1}。中国では 2030 年のカーボンピークアウトと 2060 年のカーボンニュートラルという国際的なコミットメントを確実に達成できるように政策手法や実施戦略を活用しているが、中でも金融における多様な機能やイノベーション力を通じて脱炭素事業の推進に注力している。

図表 1 2016 年以降の中国グリーン金融政策の展開強化

No.	公布時間	政策・計画などの名称	公布機関
1	2016年8月	グリーン金融システム構築に関する指導意見	人民銀、財政部、発改委、環境保護部、銀監会、証監会、保監会
2	2017年6月	金融業界標準化システム構築・開発計画(2016-2020)	人民銀、銀監会、証監会、保監会、標準化委
3	2018年3月	中国銀行業界グリーンバンク評価実施計画(試行)	人民銀
4	2018年7月	銀行業界における預金取扱金融機関向けグリーンクレジット実績評価計画(試行)	人民銀
5	2020年5月	グリーンボンド支援プロジェクトカタログ(2020年版)発行に関する通知(意見徴収稿)	人民銀、発改委、証監会
6	2020年7月	銀行業界における預金取扱金融機関向けグリーンファイナンス業績評価計画の策定に関する通知(意見徴収稿)	人民銀
7	2020年12月	カーボンピークとカーボンニュートラルの促進、金融システムの改善という目標が初めて言及された。	人民銀行の定例金融政策会合
8	2021年1月	カーボンピークとカーボンニュートラルに向けた重要な決定と配置指示	中央銀行の2021年の作業会議
9	2021年2月	リーン、低炭素、循環型開発経済システムの構築と改善の加速に関する指導意見	発改委
10	2021年3月	第 14 次 5 か年計画は、グリーン開発政策体系の構築とグリーン金融の精力的な発展提案	全人大大会
11	2021年4月	グリーンボンド支援プロジェクトカタログを更新(2021年版)	人民銀、発改委、証監会
12	2021年6月	銀行業金融機構グリーン金融評価方案	人民銀
13	2021年7月	金融機構環境情報開示指南	人民銀
14	2022年4月	「カーボン金融商品」(JR/T 0244-2022)業界標準	証監会
15	2022年5月	中国保険業標準化“十四五”計画(2021~2025)	銀監会、保監会
16	2022年10月	カーボンピーク・カーボンニュートラル基準測定制度の構築・整備実施方案	9機関
17	2022年11月	グリーン保険業務統計制度通知	銀監会、保監会
18	2022年12月	市場志向型グリーンテクノロジーイノベーションシステムのさらなる向上に向けた実施方案(2023年~2025年)	発改委、科技部

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注) 本表は主要な関連政策をピックアップしており、すべてを含むものではない。

^{*1} 例えば、白井さゆり『カーボンニュートラルをめぐる世界の潮流:政策・マネー・市民社会』文真堂(2022年7月刊行)などで中国におけるカーボンニュートラルの対策推進や金融機能を重んじた取り組み(特にグリーンボンドの発行推進など)について高い評価を行っている。

中国におけるグリーン金融の発展に関する政策の展開は第13次5か年計画の開始年の2016年以降に強化されており、同年8月に7つの主要政府機関から「グリーン金融システム構築に関する指導意見」が通達され（図表1のNo.1）、以後のカーボンニュートラル目標の明確化に応じ、2022年12月にかけて多数のグリーン金融促進のための政策が公布・施行され、システム構築と市場育成に注力してきた。それと並行して企業活動を巻き込む世界的なESG発展の機運に促されて、ESGによる環境保護の促進を狙う政策展開も重視され（図表2※2）、グリーン金融の政策の推進にもプラスになってきた。

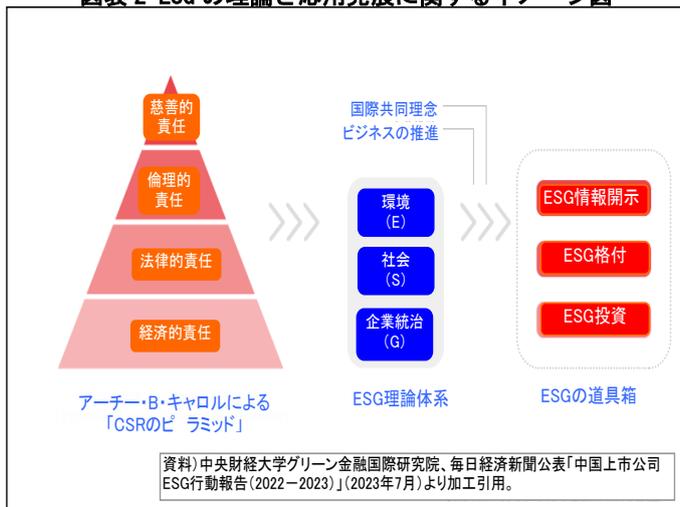
本稿では、中国におけるグリーン金融に関する主要分野であるグリーンローンとグリーンボンド（グリーンファンド含む）及びESG投資など（図表3）を中心にその政策整備と発展現状（成果と課題）を概観し、その成果と課題を明らかにしたうえで、今後の市場拡大とビジネス展開の可能性を展望する。

2. グリーンローンの拡大動向について

まず、金融業の最も基本的で伝統的な業務であるグリーンローンの発展状況を概観しよう。図表4に見るように、中国のグリーンローン残高増加は2019年以降に明確に見られており（前年比24%増）、近年のカーボンニュートラル対策の強化を反映して、より急速に拡大している。

中国人民銀行の発表によると、2022年末時点で全国の内外貨グリーンローン残高は22兆300億元で、前年比38.5%増、成長率は5.5%となり、前年末比で1ポイント

図表2 ESGの理論と応用発展に関するイメージ図



図表3 グリーン金融の主な手法とその内容・特徴

グリーン金融の手法	主な内容と特徴
グリーン融資	グリーンクレジットは、持続可能な金融、環境金融とも呼ばれ、クレジット活動においては、従来のガバナンスの目的を達成するために、環境試験基準への適合、汚染防止効果、生態保護がクレジット承認の重要な前提条件となる。
グリーンボンド	特定の条件を満たすグリーンプロジェクトへの資金提供または借り換えに特別に収益を使用するあらゆるタイプの債券商品。
グリーン保険	グリーン金融の重要な部分であり、狭義のグリーン保険は環境賠償責任保険と呼ばれ、広義のグリーン保険は環境汚染や災害保険などのグリーン保険商品を指し、グリーンエネルギー、グリーン交通、グリーン建物も含まれ、グリーンテクノロジーなど現場でのリスク保護を提供する製品。
ESG投資	ESG投資とは、社会的責任投資やサステナブル投資とも呼ばれ、投資先の企業を選ぶ際に従来の財務指標だけではなく、環境保護、社会的責任、コーポレートガバナンス(略してESG)にも焦点を当てることを指すより包括的なアプローチ、企業を検査する方法。
グリーンファンド	グリーンファンドの主な参加方法は政府、機関、専門家の3つから構成され、主にグリーン産業投資ファンド、グリーン産業合併・買収ファンド、PPP環境保護産業ファンドなどが含まれる。
カーボンファイナンス	カーボンファイナンス(炭素金融)は、温室効果ガスの排出削減に焦点を当てた環境金融の一分野であり、排出権取引を中心とする、排出削減にかかわる金融を指すもの。

資料) 中国人民銀行及びWEB公開資料より作成。

図表4 グリーンローン貸出残高の推移(2013~2023年)



※2 ESGとは、本来幅の広い概念で、投資先のESGの取り組みをしっかりと評価して投資対象を選別し、またESG課題への継続的な配慮を促す投資のことであるが、社会や環境を改善する技術やサービスを提供することにより、事業が成長し、企業価値が向上することが基本的なコンセプトとなるので中国においてもESGの推進はカーボンニュートラルの新たな手段や重要な取り組みになることは間違いない。

ント増加し、年間増加額は6兆1,300億元に達し、規模では世界第1位となった。このうち、直接排出削減融資と間接排出削減融資はそれぞれ8兆6,200億元、6兆8,000億元で、グリーン融資総額の66.7%を占めており、「2つの高エネルギー消費、高排出、過剰設備」に対するグリーン融資残高（高いエネルギー消費、高い排出量、過剰設備）グリーンローン全体に占める割合は前年比で増加した。2022年、国内のグリーンクレジットは成長を維持し、グリーンかつ低炭素の経済発展に伴う資金需要を満たし、グリーン経済発展に貢献する金融機関の能力は大幅に強化される見込みとされている。グリーン

図表5 中国の6大銀行の炭素排出削減支援ローンの実績

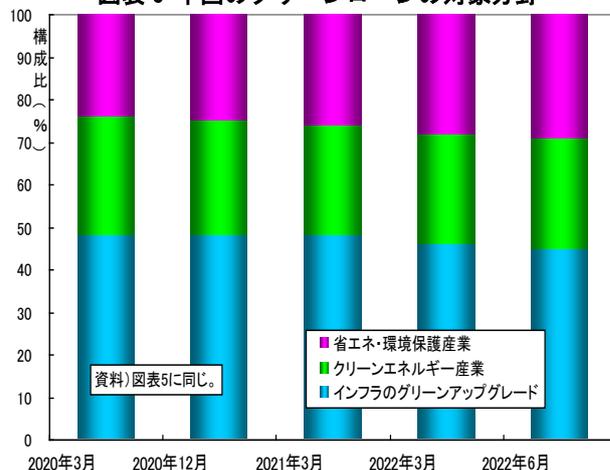
銀行名	対象領域	支援PJ件数(件)	貸出額(億元)	加重平均金利(%)	年間CO2排出削減量(万t)
中国工商银行	クリーンエネルギー	560	618.77	3.83	1369.29
	省エネ・環境保護	11	4.79	4.46	14.61
	炭素排出削減技術	0	0	0	0
	合計	571	623.56	3.84	1383.9
中国農業銀行	クリーンエネルギー	590	606.13	3.82	1285.95
	省エネ・環境保護	4	2.56	4.61	16.74
	炭素排出削減技術	0	0	0	0
	合計	594	608.69	3.83	1302.69
中国銀行	クリーンエネルギー	384	535.58	3.79	1302.84
	省エネ・環境保護	12	22.24	4.27	66.41
	炭素排出削減技術	0	0	0	0
	合計	396	557.82	3.81	1369.25
中国建設銀行	クリーンエネルギー	483	552.61	3.83	1139.4
	省エネ・環境保護	6	9.62	4.04	9.68
	炭素排出削減技術	0	0	0	0
	合計	489	562.23	3.83	1149.08
交通銀行	クリーンエネルギー	182	84.87	3.93	142.94
	省エネ・環境保護	11	15.04	4.21	31.37
	炭素排出削減技術	0	0	0	0
	合計	193	99.91	3.98	174.31
中国郵政貯蓄銀行	クリーンエネルギー	258	270.28	4.09	499.82
	省エネ・環境保護	0	0	0	0
	炭素排出削減技術	0	0	0	0
	合計	258	270.28	4.09	499.82

資料)清華三峽気候與低炭素中心「中国的綠色金融與炭金融体系」(2023.02)より修正・作成。データは2022年6月までの累計値。

ローン金融の実施において国有商業銀行5社が大きな役割を担っている(図表5)ほか、株式制銀行の貢献も目覚ましい。2022年末時点で国内大手銀行21行のグリーンクレジット残高は20兆6000億元に達し、前年比33.8%増加した。そのうち、興業銀行、上海浦東発展銀行、中国銀行のグリーンローン残高は3,000億元を超え、華夏銀行、中国光大銀行、民生銀行、平安銀行のグリーンローン残高は1,000億元を超えている。株式制銀行はグリーンローン業務に占める割合が高く、その事業規模は急速に成長している。2021年以降、中国人民銀行や中国銀行保険監督管理委員会などの金融機関は、グリーンクレジット促進のための制度的保証を提供するグリーンローンガイドライン、グリーンファイナンス評価計画、その他の文書を相次いで発行して、グリーンローンの発展を後押ししている。石炭のクリーンで効率的な利用を目的とした炭素排出削減支援ツールや特別な借り換え政策ツールも提供されており、銀行業界におけるグリーンクレジットの発展を加速する上でも積極的な役割を果たしている。

インフラのグリーンアップグレード、クリーンエネルギー、省エネ、環境保護産業は、中国でグリーンクレジットが急速に伸びている3大産業である(図表6)。目的別では、2022年のインフラグリーンアップグレード産業、クリーンエネルギー産業、省エネ・環境保護産業への融資残高は、それぞれ前年比で9兆8,200億元、5兆6,800億元、3兆0,800億元となる。前年比は32.8%、34.9%、59.1%増加した。中国のグリーンローンは主に北京、天津、河北省とその周辺地域、広東省、香港、マカオ大湾区、海南省に集中しており、環境利益

図表6 中国のグリーンローンの対象分野



に対するグリーンクレジットの貢献は増加し続けており、炭素ピーク達成を支援する上で重要な役割を果たしている。

3. グリーンボンド発行の拡大動向と市場動向

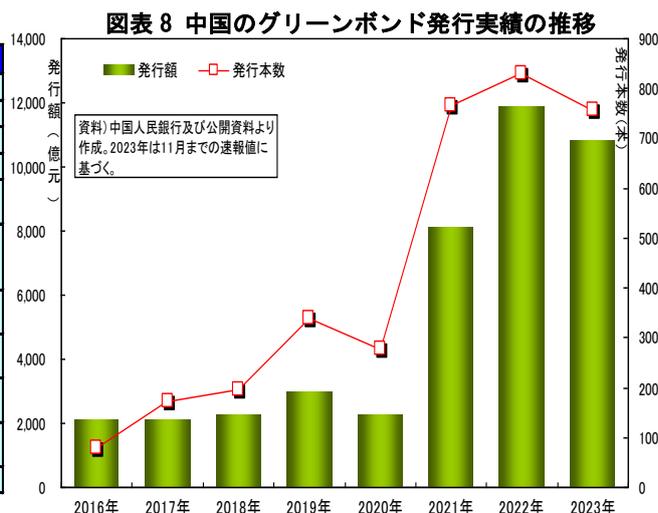
中国におけるグリーンボンド促進策も第13次5か年計画期から展開され（図表7）、グリーンボンドの発行額も2020年を除いて顕著な増加を見せている（図表8）

2022 年下半期のグリーンボンドの平均規模は上半期に比べて大幅に増加し、2022 年末までに中国で合計 525 件のグリーンボンドが発行され、その規模は 8,701 億 9,100 万元となった。数量的には、

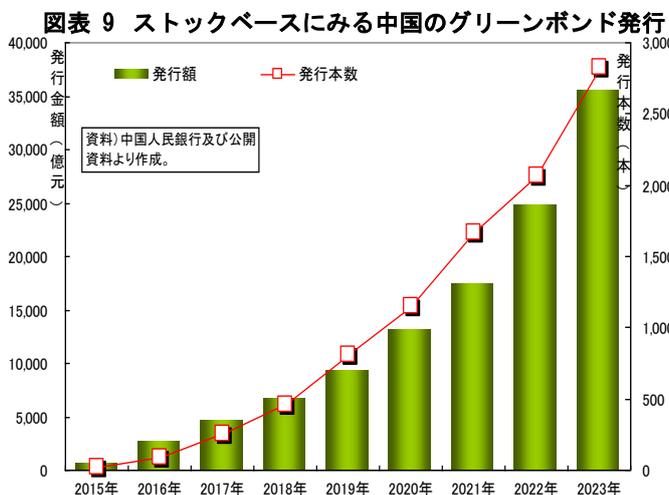
図表 7 中国のグリーン債券発行促進策の展開

公布時間	政策・計画名称	公布機関
2015年9月21日	生態文明体制改革総体方案	国务院
2015年9月22日	綠色債券支援項目目錄(2015年)	緑金委
2015年12月22日	中国銀行業界グリーンボンド評価実施計画(試行)	人民銀
2015年12月31日	中国銀行業界グリーンボンド評価実施計画(試行)	発改委
2016年3月16日	グリーンボンド支援プロジェクトカタログ(2020年版)発行に関する通知(意見徴収稿)	上海証券取引所
2016年4月22日	銀行業界における預金取扱金融機関向けグリーンファイナンス業績評価計画の策定に関する通知(意見徴収稿)	深圳証券取引所
2017年3月3日	カーボンピークとカーボンニュートラルの促進、金融システムの改善という目標が初めて言及された。	証監会
2017年3月22日	カーボンピークとカーボンニュートラルに向けた重要な決定と配置指示	銀行間交易商協会
2017年12月25日	第14次5か年計画は、グリーン開発政策体系の構築とグリーン金融の精力的な発展提案	人民銀、証監会
2021年4月2日	グリーンボンド支援プロジェクトカタログを更新(2021年版)	人民銀、発改委、証監会
2022年7月29日	中国グリーンボンド原則	綠色標準委

資料) 中国政府WEBサイト及び各種報道より作成。注) 本表は主要な関連政策をピックアップしており、すべてを含むものではない。



3 月と 9 月に最も多くの債券が上場され、それぞれ 60 銘柄を超えた。規模的には、新規グリーンボンド発行規模は 12 月と 8 月が最も高く、12 月の発行規模は 1,000 億元を超えた。2022 年下半期のグリーンボンドの平均規模は同年上半期と比べて大幅に増加し、月間平均規模は約 32 億 2,500 万元増加した。グリーンボンドの発行比率は世界平均を大きく上回り、主にクリーンエネルギー分野に投資されている。2022 年末現在、グリーンボンド市場の累計在庫規模は 1 兆 7,657 億 6,000 万元で（図表 9）、新規発行さ

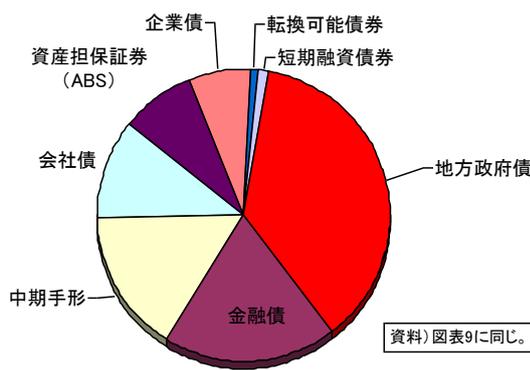


れた国内グリーンボンドは 525 件、発行規模は 8,675 億 9,100 万元となっている。2021 年度と比較すると、グリーンボンド発行件数は 8.92% 増加、上場規模は 45.18% 増加、発行体数は 7.9% 増加となっている。S&P Global と Climate Bonds Initiative のデータによると、世界の負債は 2022 年に 300 兆米ドルに達し、グリーンボンドは債券市場全体の約 0.15% を占める 4,437 億 2,000 万米ドルに達した。中国の債券市場の上場総額は 23 兆 6,877 億 3,100 万元で、このうちグリーンボンド市場の上場総額は 3.66% を占め、世界のグリーンボンドに占める割合の約 23.4 倍に相当し、中国のグリーンボンドの発展レベルは世界最高レベルにある。このうち、中国のグリーン金融債券は 3,389 億 5,700 万元で 39.1% を占め、2021 年同期比約 2 倍と最高水準に達した。グリーン債券金融商品とグリーン

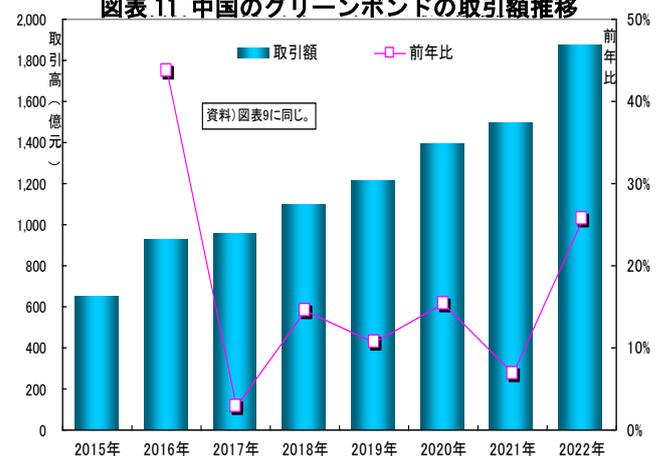
資産担保証券がそれぞれ 23.9%と 23.3%で続いた。2022 年に上場グリーンボンドによって調達された資金のうち、クリーンエネルギーが 50.8%と最も高い割合を占め、グリーン交通と持続可能な建設がそれぞれ 19.45%と 19.6%で 2 位と 3 位を占めた。

金融業界にはグリーンボンドが多数存在し、発行規模では北京がリード。2022 年に上場されるグリーンボンド 525 社のうち、金融業界の発行体は 246 社で 50%近くを占め、業界規模ではグリーンボンド発行体の中で第 1 位となっている。電気・熱・ガス・水道製造・供給業の規模が 21.86%を占め第 2 位であり、その他の産業の規模は 10%を超えていない。2022 年に新たに上場される 525 の国内グリーンボンドには、合計 314 の発行体が関与している。都市グリーンボンドの発行額は一級都市の方が多いほか、発行主体としては国有企業が最も多く、2022 年に上場された 525 件のグリーンボンドのうち、発行規模では中央企業が 5,220 億 9,200 万元で第 1 位となり、60.18%を占めた。地方国有企業が 24.35%、公営企業が 8.29%、民営企業が 6.29% を占めた。2022 年のグリーンボンド発行件数では地方国有企業が 233 件発行し 44.38%と最も多く、中央企業はほぼ同様の 42.86%、民間企業は 7.05% となった。また、2022 年までの中国グリーンボンドの形態構成では、地方政府債は最大の 37%を占めており、その次に金融債 (19%)、中期手形 (16%)、会社債 (11%) などが続く (図表 10)。

図表 10 中国のグリーンボンドの形態構成比 (2022 年末累計額)

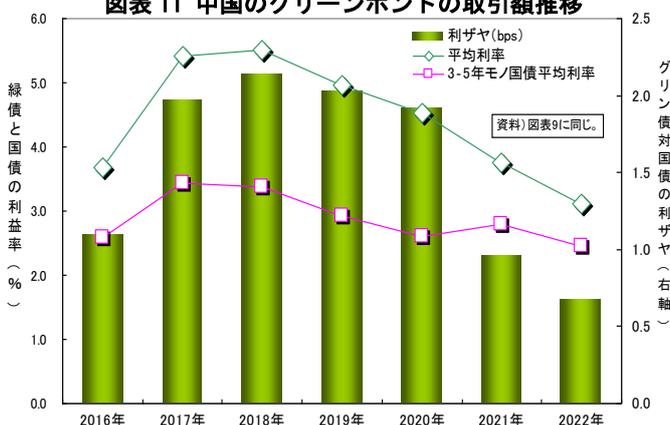


図表 11 中国のグリーンボンドの取引額推移

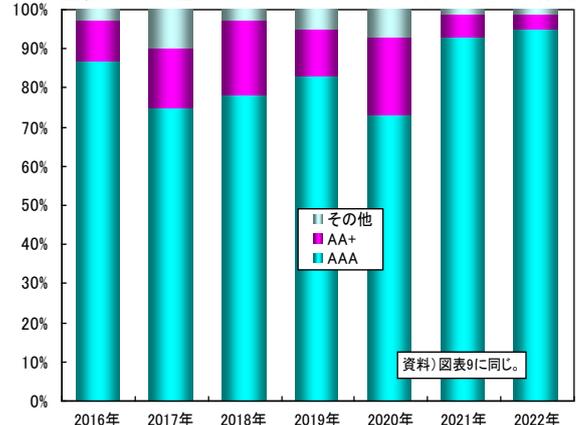


なお、図表 11～図表 13 は主にグリーンボンドの 2 次市場における関連指標の推移を見たもので、近年における取引高の顕著な増加 (図表 11) と裏腹に国債に対する利ザヤの低減 (図表 12) が続いているが、ランク付けがより改善方向にあるので (図表 13) 投資マインドが保たれている。

図表 11 中国のグリーンボンドの取引額推移



図表 13 中国のグリーンボンドのランク付け推移



4. ESGに関する政策強化と取り組みの進展（成果と課題）

中国における ESG に関する政策展開もやはり第 13 次 5 か年計画期に活発化しており、現在実施中の第 14 次 5 か年計画期により強化・レベルアップが図られている。図表 14 は、中国の ESG 関連の政策展開をまとめているが、2021 年から政策公布の密度が高まり、様々な重要政策が整備され、今年の 4 月には注目の ESG 評価システムも整備され（図表 14 の No. 22）、注目に値する。

中国でかなり発展が進んでいる ESG 投資はグリーンファンドの分野であるのでまず同分野の発展状況を概観する。

グリーンファンドはグリーン金融システムの重要な部分であり、グリーン産業の資金需要を補う重要な手段であり、近年中国ではグリーンファンドが大きな発展を遂げている。中国のグリーンファンド関連企業の登録数は 2010 年の 6 社から 2021 年には 52 社と、2010 年の約 5 倍に増加した。2021 年、広東省はグリーンファンド関連企業登録 49 社で国内第 1 位となり、北京、山東省、湖北省がそれに続く。2022 年 4 月初旬の「証券投資ファンド法改正草案」では「ファンドマネージャーおよびその保管機関が運用するファンドの規模は 200 億元以上、純資産は 200 億元以上でなければならない」と提案されている。「人民元」基準では、グリーンファンド関連企業の 50% 近くが依然として上記の条件を満たしておらず、グリーンファンドには今後も発展の余地が大きいと見られている。

グリーンファンドの

70% 近くが低炭素・省エネ分野に投資されている。低炭素および省エネ分野へのグリーンファンドの投資は、中国の低炭素開発目標の効果的な推進に寄与している。低炭素省エネ分野に投資されるグリーンファンドの割合はさらに拡大し、2020 年に中国で低炭素省エネ分野に投資されるグリーンファンドが新設・登録され、その割合は 86 件に達し、68% を占め、第 1 位となった。省エネ・環境保護分野への投資は 38 件で 30% の割合を占めている。中国のグリーンファンドは急速に発展し、比較的完全なシステムを形成しているが、今後中国のグリーン

図表 14 中国における ESG 関連政策の展開と強化動向

No.	時間(年月)	機関名称など	政策名称、政策要旨
1	2015年3月	深圳証券取引所	中小規模上場会社の標準的運営に関するガイドライン⇒上場会社は重大な環境汚染問題に直面した場合、環境汚染の原因、会社の業績への影響、環境汚染による影響、環境汚染の影響等を速やかに開示することや会社が請じる予定の是正措置の公表義務などが要求。
2	2015年9月	国務院	生態文明システム改革の総体方案⇒上場企業の環境保証情報の強制開示メカニズムの確立が求められ、省エネ、低炭素、エコジョー、環境に優しいプロジェクトに対する保証メカニズムを改善し、リスク削減を増やすなどが提起。
3	2016年8月	人民銀、財政部、発改委、環境部、銀監会、証監会など7機関	グリーン金融システム構築に関する指導意見⇒国の環境情報開示の「3段階」戦略が提起され、2020年までに全ての企業に環境情報の開示を義務付けること、グリーン金融の改革方向を包括的に展開すること、また国内で初めてグリーン金融の導入を提唱したことなどが注目される。
4	2017年6月	環境部、証監会	上場会社の環境情報開示の共同実施に関する協力協定⇒環境情報開示の定期報告の仕組み、一時的な環境情報開示の定期報告の仕組み、情報共有、責任行為の処罰等が盛り込まれ、環境情報開示の確立・改善を共同で推進することを目的とされている。
5	2018年6月	証監会	上場会社ガバナンス・コード⇒環境、社会的責任、企業統治(ESG)に関する情報開示の基本的な枠組みを定め、グリーン投資の目標、原則、基本的な手法を明確にし、投資機関がグリーン投資を行うための規範的要件を規定。
6	2018年7月	上海証券取引所	上場企業の環境、社会的責任および企業統治情報に関するガイドライン⇒企業が第三者機関を通じてESG情報を検証、特定、認証、評価することを奨励。
7	2018年11月	証券投資基金業協会	グリーン投資ガイドライン(試行版)⇒グリーン投資の定義を定め、グリーン投資の目標、原則、根拠を明記。ESG情報開示の重要性を再強調し、投資機関のグリーン投資実施に関する規範的要件を規定。
8	2020年3月	党中央弁公庁、国務院弁公庁	現代的な環境ガバナンスシステムの構築に関する指導意見⇒上場企業や社債発行企業に対する環境ガバナンス情報開示義務制度の創設と改善などを要求。
9	2020年9月	深圳証券取引所	上場企業の情報開示に関する評価措置⇒適格企業に対し、社会的責任報告書または持続可能な開発報告書を定期的に発行し、企業の社会的責任の現状、施策、計画を公表し、適時対話の仕組みを改善し、積極的に対応することなどを要求。
10	2021年2月	証監会	上場会社のIR管理に関するガイドライン(意見徴収稿)⇒ESG情報をコミュニケーション内容に盛り込んでおり、IR管理において上場企業と投資家とのコミュニケーション内容にESG情報を含むとされる。
11	2021年6月	人民銀	銀行金融機関のグリーンファイナンス評価案⇒銀行に対し国や地方のグリーンファイナンス政策の実施、グリーンファイナンス制度の構築、グリーン産業育成の金融支援等に関する情報開示を要求。
12	2021年6月	証監会	有価証券を一般に公開する会社の情報開示の内容及び様式に関する基準第2号「年次報告書の内容及び様式(2021年改訂版)」有価証券を一般に公開する会社の情報開示の内容及び様式に関する基準第3号「有価証券の一般公開・半期報告書フォーマットの内容及びフォーマット(2021年改訂)」⇒2017年に中国証券監督管理委員会が発行した年次報告書フォーマットガイドラインと比較し、上場企業のESG情報開示基準とフォーマットをさらに明確化。
13	2021年7月	人民銀	金融機関による環境情報開示ガイドライン⇒各金融機関の経営実態を踏まえ、金融機関の環境情報開示の形態、頻度、開示すべき定性的・定量的情報等の要件を定め、商業銀行、資産管理、保険、信託、その他の金融機関を含むサブセクターの定量的情報の計算とそれによるガイダンスの提供。
14	2022年4月	証監会	上場会社のIR管理に関するガイドライン⇒コミュニケーション内容に上場会社のESG情報の追加要求。
15	2022年4月	党中央弁公庁、国務院弁公庁	社会信用システムの質の高い発展の促進と新たな発展パターンの形成の促進に関する意見⇒法に基づく環境情報開示制度の改革深化、関連企業や機関による環境情報の開示促進を提起し、法律に従い政府の監督と業界の自主規制の役割を十分に発揮し、排出量単位による詐欺や仲介業者による虚偽報告などの違法行為に対する効果的な管理・抑制メカニズムを確立・改善することが明記。
16	2022年5月	国資委	国有企業が管理する上場企業の品質向上のための作業案⇒国有企業グループ社は上場企業による新たな発展コンセプトの完全、正確かつ包括的な実施を調整・促進し、ESG責任をさらに向上させ、ESGの仕組み構築、ESGパフォーマンスの向上を保つことが求められる。
17	2022年6月	銀保監会	銀行および保険業界のためのグリーンファイナンスガイドライン⇒銀行および保険機関に対し、戦略的観点からグリーンファイナンスを推進し、グリーン経済、低炭素経済、循環経済への支援を強化し、経済社会開発の包括的なグリーン変革を促進することを要求。
18	2022年7月	銀保監会	保険資産管理会社管理規則⇒企業統治に関する特別章が追加され、株主の義務、奨励と抑制の仕組み、株主総会と取締役会および監督委員会の要件、特別委員会の設置、独立取締役制度、保険資本の充実を図るため、取締役と監督役の職務の執行、経営陣の非常勤管理等の強化、会社運営の独立性管理、企業統治の監督に関する制度上の制約に対する総合的な強化などが明記。
19	2022年11月	銀保監会	グリーン保険事業統計システム⇒すべての企業はグリーン保険事業統計を重視し、グリーン保険の定義と内包を正確に把握し、グリーン開発の概念を重視し、質の高いグリーン保険事業統計を実施する必要があると明記。
20	2023年2月	上海証券取引所	上海証券取引所株式上場規則(2023年2月改訂)⇒上海証券取引所に上場する企業のESG情報開示についてより明確な内容のガイダンスを明示。
21	2023年3月	聯交所	2022年上場委員会報告書⇒気候関連開示基準を気候関連財務情報開示パネル(TCFD)の勧告およびサステナビリティ基準委員会(ISSB4)の新基準と整合させることに重点を置くことを提起。
22	2023年4月	国資委	国債ESG評価システム⇒中国国債ESG評価システムは中央企業が発表した初のESG評価システム。ESG評価一般システムと31の業界モデルはESGの3つの主要なピクスの下で120以上の指標と400以上の基礎データポイントを設定し、4,720社のA株上場企業をカバーしているもの。

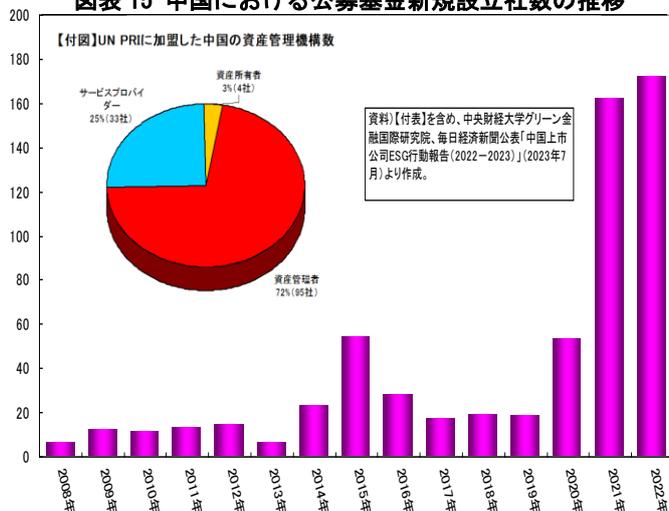
資料) 中国国債ESG評価システムは中央企業が発表した初のESG評価システム。ESG評価一般システムと31の業界モデルはESGの3つの主要なピクスの下で120以上の指標と400以上の基礎データポイントを設定し、4,720社のA株上場企業をカバーしているもの。

ファンドの投資分野はさらに注力され、投資機関や投資対象も拡大し続けることが予想される。

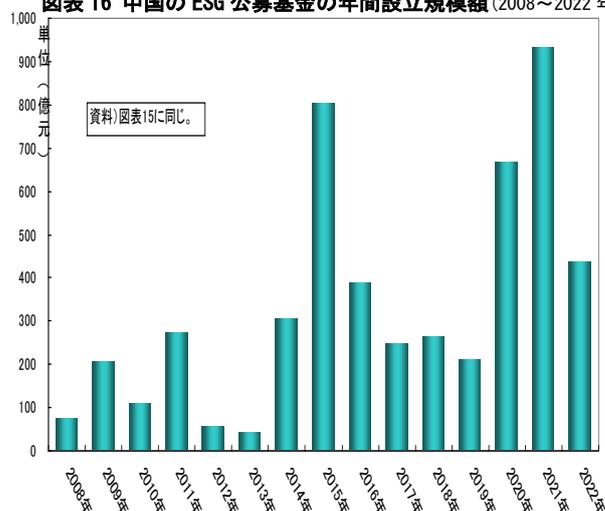
次に図表データによる中国 ESG の発展状況を概観してみよう。

まず公募基金新設社数を見ると、直近 2 年（2021-2022 年）の増加が目立っており（図表 15）、また

図表 15 中国における公募基金新規設立社数の推移



図表 16 中国の ESG 公募基金の年間設立規模額 (2008~2022 年)

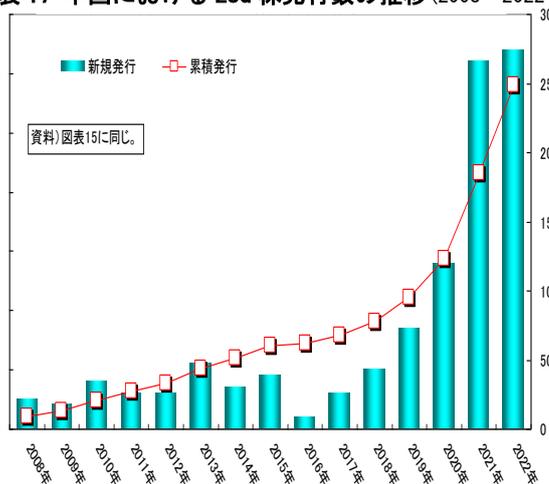


ESG 公募基金の年間設立の規模額でも 2015 年を除いて直近の 3 年間（2020~2022 年）は比較的に大きな規模になっていることが見て取れる（図表 16）。

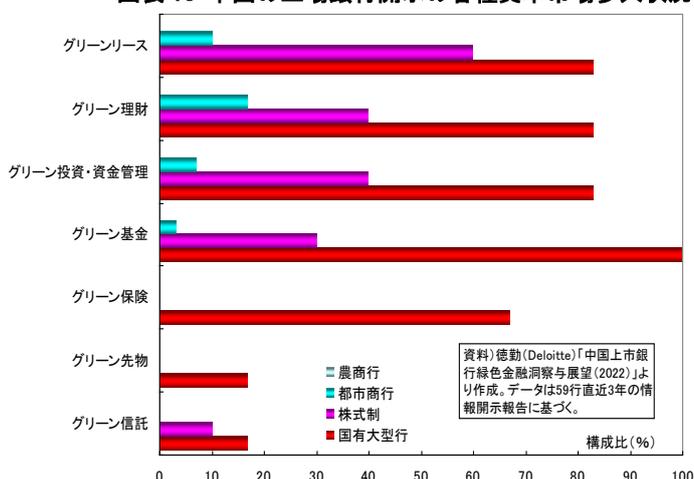
なお、UN PRI に加盟した中国の資産管理機構が 132 社ある中で全体の 72%に当たる 95 社が資産管理に従事しており、全体の 25%を占める 33 社が資産サービスプロバイダーとなっており、資産所有者は僅少でわずか 3%相当の 4 社に過ぎない状況である（図表 15 の「付図」）。

また中国における ESG 株式発行数の推移（図表 17）を見てもやはり 2020 年以降の拡大が顕著で中国では ESG 関連のファンド設立と株式発行は共に近年に大きな増加実績を見せており、上場企業がらみの ESG 投資が発展していると言える。

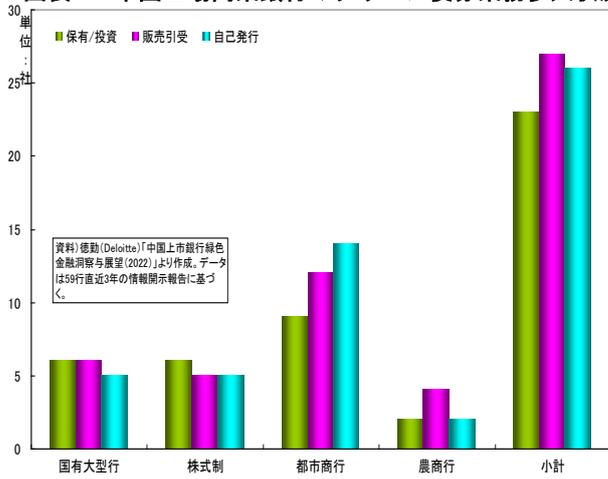
図表 17 中国における ESG 株発行数の推移 (2008~2022 年)



図表 18 中国の上場銀行開示の各種資本市場参入状況



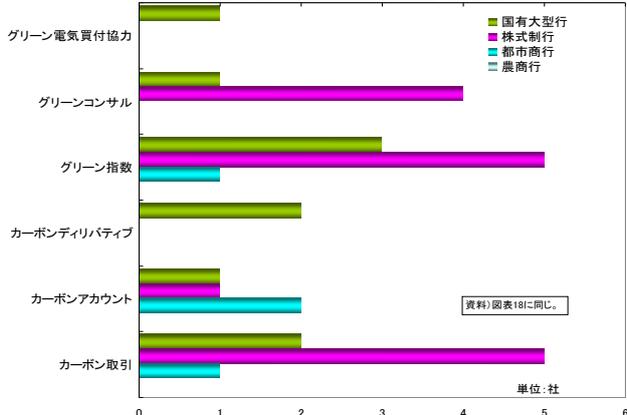
図表 19 中国上場商業銀行のグリーン債券業務参入状況



では金融機関の ESG 発展についてどうであろうかについても見てみる意味があると思うのでここでやはり上場銀行のグリーン金融発展の現状を以下で見ていく。

図表 18 は中国上場銀行の開示した各種グリーン資本市場の参入状況を示しているが、各種 ESG 関連業務の中で国有大型銀行の参入比率が最も高く（グリーン基金分野の参入比率は 100%）、その次は株式制銀行（うちグリーンリースへの参入が 60%で、その次はグリーン理財とグリーン投資・資金管理業務の参入が 40%）でその次は都市商業銀行でただ株式制の半分にも及ばない。農村商業銀行は調査対象にされたものの、各種グリーン資本業務への参入がない結果となっていることなどから基本的に国有及株式制の実力ある大規模の銀行がグリーン金融への参入が進んでいる状況である。グリーンボンドの発行業務に関してもほぼ同じことがいえるが、ただ都市商業銀行の場合は自己発行する銀行数が最も多く、グリーンボンド業務を幅広く行っている状況である（図表 19）。また図表 20 にみるグ

図表 20 中国上場商業銀行のグリーン債券業務参入状況



図表 21 中国の A 株上場企業の ESG レポート開示状況

産業分野	開示数(社)	開示比率(%)	前年同期比(%)
鉱物採掘業	50	61.73	21.95
電力、熱力、ガス及び水の生産・供給業	77	57.89	10.00
不動産業	59	54.13	11.32
建設業	41	36.94	36.67
交通運輸、倉庫と郵便業	64	56.54	14.29
金融業	116	91.34	4.50
科学研究と技術サービス業	28	24.56	86.67
農林牧漁業	17	35.42	13.33
卸売と小売業	67	35.08	21.82
水利、環境と公共施設管理業	26	26.00	8.33
衛生と社会仕事事業	11	68.75	37.50
文化、体育と娯楽業	37	58.73	5.71
情報伝送、ソフトウェアと情報技術サービス業	115	26.50	21.05
製造業	1005	28.86	26.73
総合	3	21.43	50.00
リースとビジネスサービス業	18	27.27	20.00

資料) 中央财经大学グリーン金融国際研究院、毎日経済新聞公表「中国上市公司 ESG 行動報告(2022-2023)」(2023年7月)より作成。データは2023年6月現在の実績に基づく。

リーンサービス業務への参入状況はやや違う状況

になっており、国有大型銀行よりも株式制銀行の事業参入社数が最も多く、その次に国有系と都市銀行になっており、農村商業銀行の参入実績は相変わらず見られていない。このように、上場商業銀行によるグリーン金融業務の展開でも銀行の形態や規模により大きく異なっていることは確かである。ただ、上場企業における ESG レポートの開示状況においては金融業の開示比率は最も高く、91.34%に達している（2023年6月、図表 21）。その次に高いのは衛生と社会仕事事業（68.75%）と鉱物採掘業（61.73%）で、50%にも届いていない業界が大半を占めていることから ESG 情報開示に関して中国ではまだかなり遅れている状況がわかる。

図表 22 中国のグリーン金融システムの発展現状と展望

主要分野	発展現状	今後の政策方向
グリーンローン	・政策システムは比較的に完全で、分類された規制システム、評価と評価システム、報酬とインセンティブのメカニズムをカバーしている。 ・主に自主的かつ逐次的なもので、銀行および金融機関に対するより強固かつ強力な支援と奨励の提供が比較的不足している。	・グリーンクレジットに別して差別化されたリスクウェイト管理を導入する。 ・銀行の負債側でグリーンクレジットに対しての適切な低コストのサポートを提供する。 ・グリーンクレジットインセンティブメカニズムをさらに改善する。
グリーンボンド	グリーンプロジェクトの認定は統一標準に準じ、国内外のグリーンプロジェクトの定義は基本的に一致しているが、資金調達目的の割合、第三者認証、フォローアップなどの面で国際基準との差がある。	グリーンボンドの分類、発行、第三者認証などのシステムは、国際基準に準拠することが期待される。
グリーン保険	グリーン保険契約は主に規範文書とガイダンス提案に基づいており、企業の保険意欲は限られており、商品カテゴリは比較的単一であり、イノベーション能力は弱い。	・システム構築を強化し、グリーン保険の定義基準と保険料率を明確にし、実際の経験に基づいて既存の関連法を改正・改良し、主に環境修復責任保険を中心としたグリーン保険の推進に法的根拠と保証を提供する。 ・カバレッジ管理を使用し、強制保険・任意保険モデルを組み合わせる。 ・専門のグリーン保険機関またはグリーン基金を設立し、政府部門を通じて財政上の奨励と補助金を提供する。
ESG投資	先進国に比べてスタートが遅れているため基礎的な情報開示制度が確立されておらず、企業全体の情報開示の範囲と質が相対的に遅れている。その主な原因は開示ガイドラインが多数かつ散在していること、主要事項に関する情報開示の細さやデータ開示の統一性と信頼性といった制約や障壁がある。 ・主要なハイテク産業市場が7つあり、取引市場が小さく、競争環境が他などの先進国に比べて低い。 ・「炭素排出権取引管理措置（試行）」の導入と正式実施は、全国家産市場の立ち上げを示しており、市場建設は順調に進み、7つの試験地域の炭素市場はすでに全国家産市場に統合されている。	統一的な開示基準を発行し、開示の監督を強化し、主要な ESG 関連問題の範囲と標準を明確にして開示会社に対してより明確な開示ガイドラインを提供する。
カーボンファイナンス		・炭素市場の基盤要素を構築するには明確な総合目標を設定し、金融機関の参加を増やし、完全な取引メカニズムを確立する必要がある。 ・スポット市場とデリバティブ市場は同時に発展すると予想。 ・効果的な炭素排出インセンティブメカニズムの確立とカーボンプライシングは投資と技術革新を誘導し、過渡期のインセンティブ機能の機能強化を要する。

資料) 中国政策推進の政策文書及び各種MBO公開証券研究レポートより作成。

5. 今後の発展と市場展望（結びに代えて）

上記で見てきたように、中国においてグリーン金融に関する政策展開や実質的な取り組みが近年活発になりつつあるが、業務分野や業種形態などにより発展の度合いがかなり異なっている。総体的に言えば一定の成果が上げられた一方、多くの課題も残されている^{※3}。また政府が提唱するグリーン金融システムの構築という視点から見ても、その発展の現状と今後の展望が

^{※3} 特に市場の発展がまだ足りないカーボン取引市場に価格の低迷などの問題があるが、今後電力以外の企業への展開によりその可能性も大きく残されている。また、トランジションファイナンスも進展が見られるが、今後さらに大きく進展する余地があるであろう。

図表 22 のようにまとめることができよう。

実際、中国だけでなく世界的にみても ESG 理念による企業経営や金融投資をはじめ、グリーン金融事業の発展自体もそれほど長い歴史や国際的経験があるわけではないが、そうした中で欧米や日本などの先進国は中国より比較的進んでいることは確かである。中国でも先進国の先行経験や良い手法が多く紹介されたり、また先進国とグリーン金融や ESG 投資に関する幅広い情報交流と業務提携、金融協力が提唱されている。グリーン金融や ESG 投資は人類共通目標である地球温暖化の抑制と持続可能な発展に寄与するものである以上、中国との国家間や企業間の協力可能性が多くあることも言うまでもない。また中国としては世界的にもリードしているフィンテック分野の有利な条件（図表 23）を生かして直面している諸課題の克服や諸外国との金融協力におけるイノベーション事業の提携拡大も期待されており、実際に中国におけるデジタル技術の活用によるグリーン金融の推進の提言レポートや論文が多く公表されている※4。

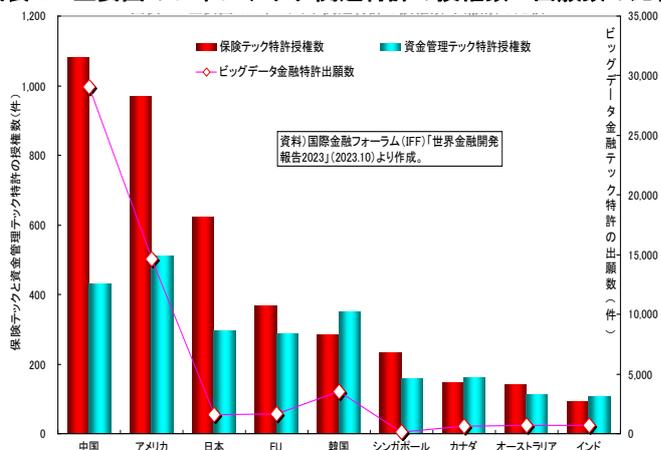
その意味でもグリーン金融には幅広い領域や新しい商品・サービスがあるだけにその可能性も大きく、将来への展望も明るいであろう。

例えば、カーボンプライシングの分野でも中国は今後大いに発展される潜在性があると思われる。これに関しては北京にある中央财经大学グリーン金融国際研究院 (IIGF) の WEB サイト※5 に多数の研究レポートが掲載されており、示唆に富む。その中で中国のグリーン金融における国際協力の進展と展望（「IIGF 观点：中国绿色金融国际合作进展与展望」）が掲載されており、中国が一带一路地域におけるグリーン金融の協力事業を紹介しているほか、グリーンボンドに関する中国内外での発行事例も紹介しており、また特にグリーン金融、ESG 分野における欧米諸国の標準情報も多く紹介されている。中でも米国やドイツ、オーストラリアなどのグリーン金融の発展動向をレポートで伝え、それぞれの国とグリーン金融協力の可能性を研究分析し、建設的に展望している。

米中間における経済や技術における競争を背景に、いわゆる地政学リスクや経済安全保障などの課題がある中で、カーボンニュートラルの推進や地球温暖化問題の対応においては同じ目的のために協力関係が築きやすい分野であり、ESG 事業等に関し、日中を始めとする企業間の協力と協業が期待できよう。日中間においてはすでに築かれてきた良好な金融協力関係と省エネ・環境保護協力の豊かな実績があるので、今後裾野の広い新領域として日中間のグリーン金融と ESG 投資の協力推進も大きく期待されるであろう。

以上

図表 23 主要国のフィンテック関連特許の授権数・出願数の比較



※4 例えば、中国金融学会グリーン金融委員会専門委員会 WEB サイト掲載のレポート「金融科技推动中国绿色金融发展：案例与展望（2023）》报告」（2023-11-13）などを参照されたい。（https://paulsoninstitute.org.cn/wp-content/uploads/2023/10/2023-Fintech-Report_Full-Report_Final.pdf）

※5 中央财经大学绿色金融国际研究院=<https://iigf.cufe.edu.cn/info/1012/6368.htm>。なお、中国の ESG に関する発展のチャンスと課題に関して本誌「CHINA BUSINESS MONTHLY<2023年6月号>」に掲載されている専門家レポート「中国におけるビジネスと ESG の融合」（WC 中国 倪清パートナー、高橋翔太パートナー共同執筆）も参考されたい。

中国への駐在員派遣の現状と展望

PERSOLKELLY Consulting (Shenzhen) Co.,Ltd.

Director 福田 忠之

E-mail: tadayuki@persolkellyconsulting.com

Senior Consultant 野口 実里

E-mail: noguchi_misato@persolkellyconsulting.com

【 要約 】

- 当社が2023年に実施した中国に拠点を持つ日系企業を対象に駐在員の各種待遇・手当に関する調査により、中国の物価上昇や為替の影響により、過去に設定された待遇基準が必ずしも現状に合っていない、給与体系の見直しが必要という意見は多い。
- 一方、企業側にとっては、今後の中国における駐在員待遇の見直しにおいて、駐在者の納得感の確保と駐在コストの削減という二つの目的を視野に入れた難しい対応を迫られることになる。
- また、待遇については慎重な検討を要すると同時に、現在の駐在員派遣がそもそも企業の目的や戦略に合致したものなのか、また企業側にとって多大なコストを要する中国への駐在員派遣が現在と同じ規模で果たして必要なのか、といった検討が今後は益々重要となる。
- 短期的には従来通り駐在員中心の管理体制で中国現地業務を執り行う企業が多数を占めるものと想定されるが、中長期的にはこれまで支配的であった長期駐在者に過度に依存した現地経営方式は徐々に見直されていくものと思われる。

2023年4月～6月にかけて、弊社では、中国に拠点を持つ日系企業（全174社）を対象に駐在員の各種待遇・手当に関する調査を実施した。本記事では今回の調査によってもたらされた駐在員の生の声および調査結果の一部をご紹介しますとともに、海外駐在の今後における変容の可能性についても考えたいと思う。

I. 駐在員を取り巻く状況の変化

「海外赴任」、「海外駐在」と聞いた時、多くの方が思い浮かべるのは、高額な手当が支払われる、高級アパートに住める、帰国時に潤沢な貯金を蓄えられる、といったイメージではないだろうか。日本で企業の海外進出が進み、海外駐在が活発化していったのは1980年代以降と言われているが、多くの日本企業では、慣れない環境下での業務や生活を強いることに対する配慮から、海外駐在者に対し経済的、福利的な面で厚遇する傾向が強くなり、その処遇は手厚くなりがちであった。日本企業における海外駐在者の待遇に対するこのような考え方自体は現在でも大きくは変わっていないと思われる。

しかし一方で、中国に限って言うと、今の上海や広州などの大都市で駐在者が生活面で大きく不便を感じる要素はかなり減少してきている。実際、今の中国で手に入らないモノを探すことの方が難しく、特にEC環境が優れているため、買い物から、移動、預金管理まで全てスマホ一つで完結できる。また業務に関しても、日本語人材の採用が主流であるため、社内の日本語環境が整っており、たとえ中国語ができなくてもさほど困ることはまずない。世界でも、職場で日本語が共通言語としてこれほ

ど普通に使用できる国は中国ぐらいではないだろうか。またこれは中国に限ったことではないが、現在ではいつでも日本国内の家族や友人とテレビ通話などが可能であり、心理的な距離感や精神的な負担などは30年前とは比較にならないほど軽減されている。

こういった要素を考慮した場合、手厚い駐在員待遇の根拠ともなってきた「駐在先における業務や生活の困難さ」という言説自体は、少なくとも今の中国に関して言うとは破綻しつつあるように思われる。

むしろ今回の調査を経て見えてきたのは、(これまで配慮すべき事象と考えられてきた)業務の進めにくさ、生活の不便さなどの問題ではなく、中国の物価上昇や為替の影響により、過去に設定された待遇基準が必ずしも現状に合っていない、給与体系の見直しが必要である、といった声が少なからず上がっている点である。そのいくつかを抜粋してみよう。

- ・ 駐在手当が低い。中国の物価が上がっているのに、10年近く前から変動していない。
- ・ 困り事として言えば、中国企業の発展は目覚ましく、物価は上がり続けている。日本人給与は全体で見るとそこまで高いレベルではなくなっており、日本国内以上に、賃金は上がっていないことを如実に感じ、以前の駐在員のように、海外赴任＝高給料と言うイメージはまったくない。
- ・ 物価上昇を加味した駐在手当の調整基準がない。
- ・ 海外給与の見直しが行われてない。
- ・ 駐在員の手当てが固定で現地の消費物価の変動に対応をしていない。日本給料の伸び率より消費物価の伸びが上がり続けており、為替の問題もあり、実態は所得が減っているのと同じ。
- ・ 為替変動が激しく、給与が目減り。又中国の物価上昇率が日本を上回っている中、現状の駐在手当では持ち出しをせざるを得ない状況あり。住宅環境もどんどん悪くなっている感じあり。
- ・ 教育費用が高い。(学費、塾等)物価も高くなってきて駐在員にとって厳しい環境になってきていると実感。
- ・ 為替変動、物価上昇に対応した給与体系への見直しが必要。

企業側にとっては、従来通り多大なコストをかけて派遣者を送り出す状況に変わりはない一方で、赴任国中国の変容や為替の影響により、企業側がいくらコストをかけていると考えても、その待遇が必ずしも昔のように手厚いものと認識されなくなっている状況が想定される。

実際、今回の調査で「中国に駐在員1名を赴任させた際の企業の給与負担(本国勤務時の何倍か)」についての設問を設けているが、それによると単身赴任の場合で、本国勤務時の1.5倍(中央値)、配偶者帯同赴任、家族(子女あり)帯同赴任の場合では、それぞれ本国勤務時の1.7倍、2倍という結果であった(※いずれも基本給以外に、海外赴任に伴う手当・補助等を含む税引前総額をベースに回答)。これを見ても日本勤務時の場合と比較して、多大なコストが発生していることがうかがえる。また過去に弊社にてAPAC全543社(中国は82社)を対象に実施した「APAC日系企業「現地化」に関する調査(中国版)」(2022年3月実施)では、現地化の目的として61%の企業が「駐在員削減によるコストダウン」を上げており、コスト削減の検討というのが現実的な課題としてのしかかっている状況をうかがわせる。

ただし、派遣コストの削減は海外勤務に対する意欲・モチベーションの低下や海外勤務希望者自体の減少を招くことも考えられる。今後の中国における駐在員待遇の見直しにおいては、駐在者の納得感の確保と駐在コストの削減という二つの目的を視野に入れた難しい対応を迫られることになりそうだ。

II. 駐在員待遇の調査結果概要

以下では、今回の待遇調査の結果概要についてご紹介しようと思う。(回答企業の所在地と業種分類については図表1を参照)

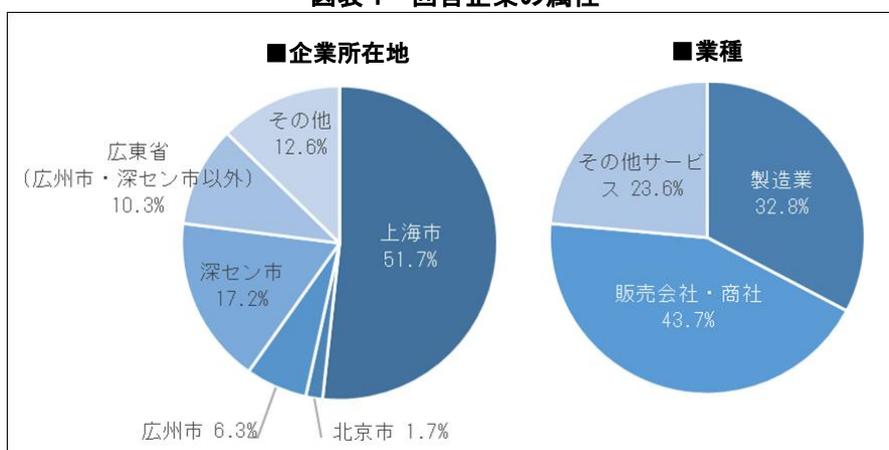
まず海外赴任給与の決定方式について言うと、本国での基本給与と同額をベースに海外基本給を決定しそれに海外赴任にかかわる手当などを合算して総額を決定する併用方式を採用している企業が全体の41.4% (72社)、本国での生活費相当額に赴任地の「生計費指数」と「為替レート」を乗じて海外給与を算出する購買力補償方式を採用している企業が全体の32.2% (56社) という結果であった。定期的な見直しが行われていることが前提となるが物価差や為替が初めから決定要素に組み込まれている購買力補償方式とは異なり、併用方式の場合、決定基準の多くが日本円をベースにしているため、

為替の影響をより受けやすいと言える。それでは、どれだけ企業が物価や為替変動に伴う定期的な海外赴任給与の調整・見直しを行っているのだろうか。

今回の調査によると、為替変動に伴う調整・見直し機会有りと回答した企業は全体の57.5% (100社)、調整・見直し機会無しと回答した企業は全体の42.5% (74社) であった。また有りと回答した100社のうち、毎年少なくとも一回は定期的な調整や見直しを行っているという回答した企業は78社であり、全体の半数以下(44.8%)にとどまった。さらに調整・見直し機会有りと回答した100社のうち、購買力補償方式を採用している企業は42% (42社)、併用方式を採用している企業は43% (43社) であった。この結果からも分かるように、半数以上の企業(しかもその多くが購買力補償方式を採用していない企業)が為替変動に伴う定期的な調整ルールを備えていないことがうかがえる。

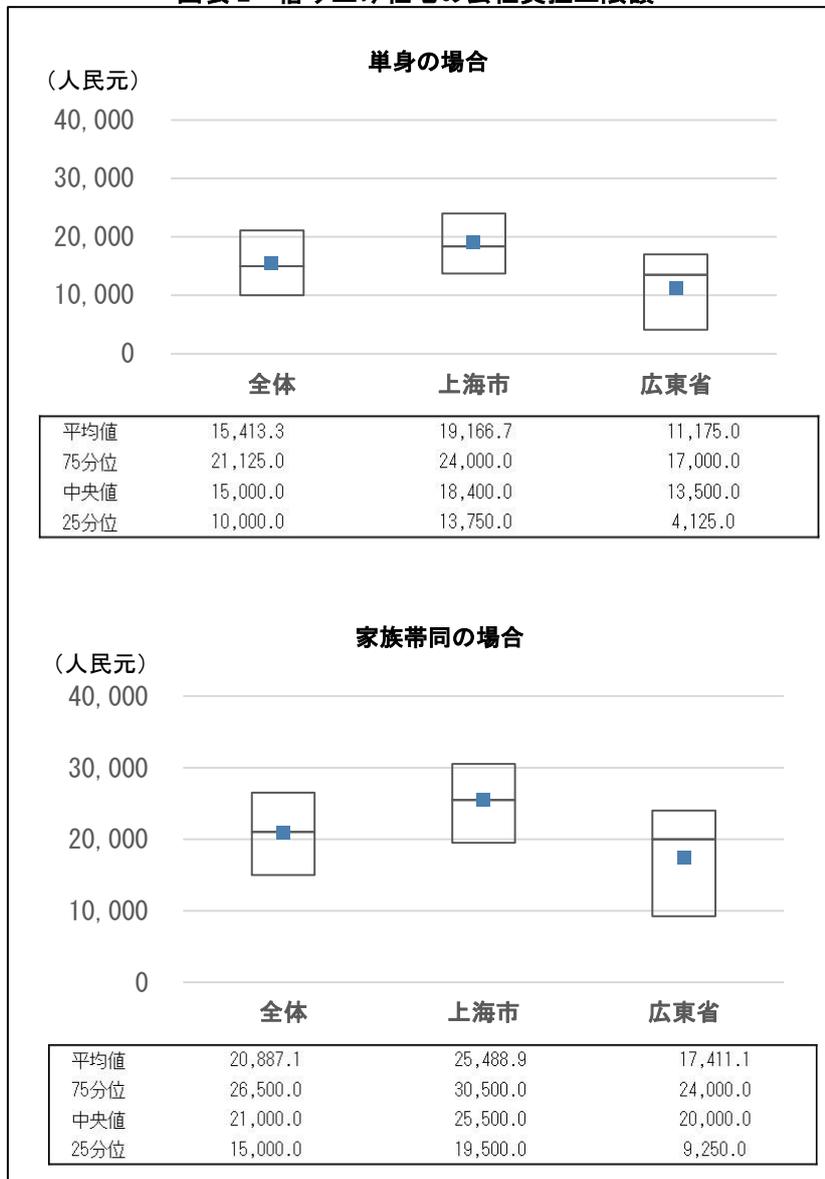
ここから、海外赴任に伴い支給される各種手当に関して詳しく見ていきたい。海外赴任に伴う手当は、その特性・意味合いから大きく二つに分けることができる。生計費に関わるものと、生活自体には無影響なインセンティブ要素が強いものである。前者は、住宅手当や帯同手当、単身赴任手当、子女教育手当などが該当し、多くの企業が採用している。例えば、住宅手当については、支給有りと回答した企業は全体の89.1% (155社)、そのうち補助方法問わず全額実費で支給するという会社は53.5% (83社) と半数以上を占めている。さらに詳細を見ていくと、その補助方法として最も多いのが「全額会社負担で借り上げ社宅を手配」という形式で回答企業数は69社であった。割合で見ると、住宅手

図表1 回答企業の属性



当支給有りと回答した企業の44.5%がこれに該当する。その次に多かった回答は、「上限額を定めた上で会社が借り上げ住宅を手配」というもので、住宅手当を支給している企業のうち20.7%（32社）を占めている。その場合の上限金額レンジは図表2の通りであり、赴任エリアによって金額に差があることが明示されている。比較的生活コストが高いとされている上海市では、全国の相場と比べて上限

図表2 借り上げ住宅の会社負担上限額



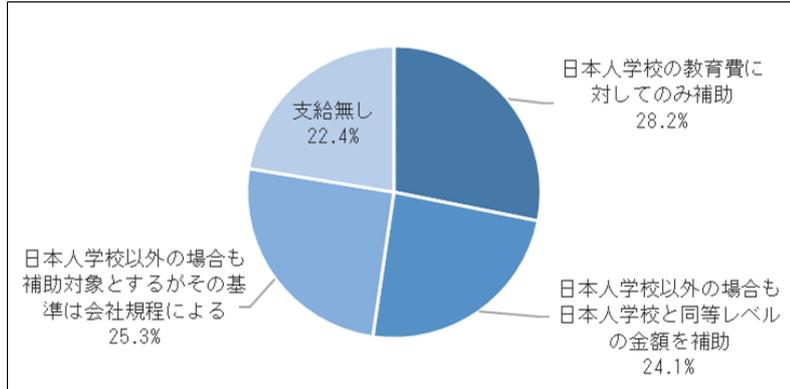
金額も高めに設定する企業が多いようである。一方で、工場地帯なども多い広東省においては、平均を若干下回る傾向が見られる。会社として適切なコストを見極めるという意味では、国単位ではなく各地域の生活費の相場・実態を把握し、金額を設定することが重要になってくる。本調査結果からも各地域の実態を踏まえて支給金額・ルールを設定している企業が多いことが想定される。

また、子女教育手当についてはその支給基準についても調査した（図表3）。まず、「日本人学校の教育費に対してのみ補助」「日本人学校以外の場合も日本人学校と同等レベルの金額を補助」「日本人学校以外の場合も補助対象とするがその基準は会社規程による」「支給無し」という四つの選択肢から回答をもらった。結果としては、「日本人学校の教育費に対してのみ補助」の回答が若干多かったものの、ほぼ四分される形となっている。その補助内

容の内訳は図表4の通りである。授業料・入学金に対する補助については、地域差はほとんど見られず8割以上の企業で支給されている。地域別で注目したいのは、広東省において学校への寄付金も補助対象としている企業が全国・上海市よりも多いという点である。この背景として、広東省深セン市の日本人学校では企業からの寄付金が入学の必須条件となっていることを踏まえて、補助対象に加える企業が多いことが考えられる。駐在員の置かれた実情や生活環境を把握した上で、本当に必要な手当を検討・支給することも企業に求められているのだと推察される。

住宅手当については、日本国内で生活していても何らかの住宅費（アパートの家賃や国内転勤時の社宅使用料など）を自己負担しているケースが多いことから、公平性の観点を踏まえ一定の上限を設

図表3 子女教育手当の支給基準



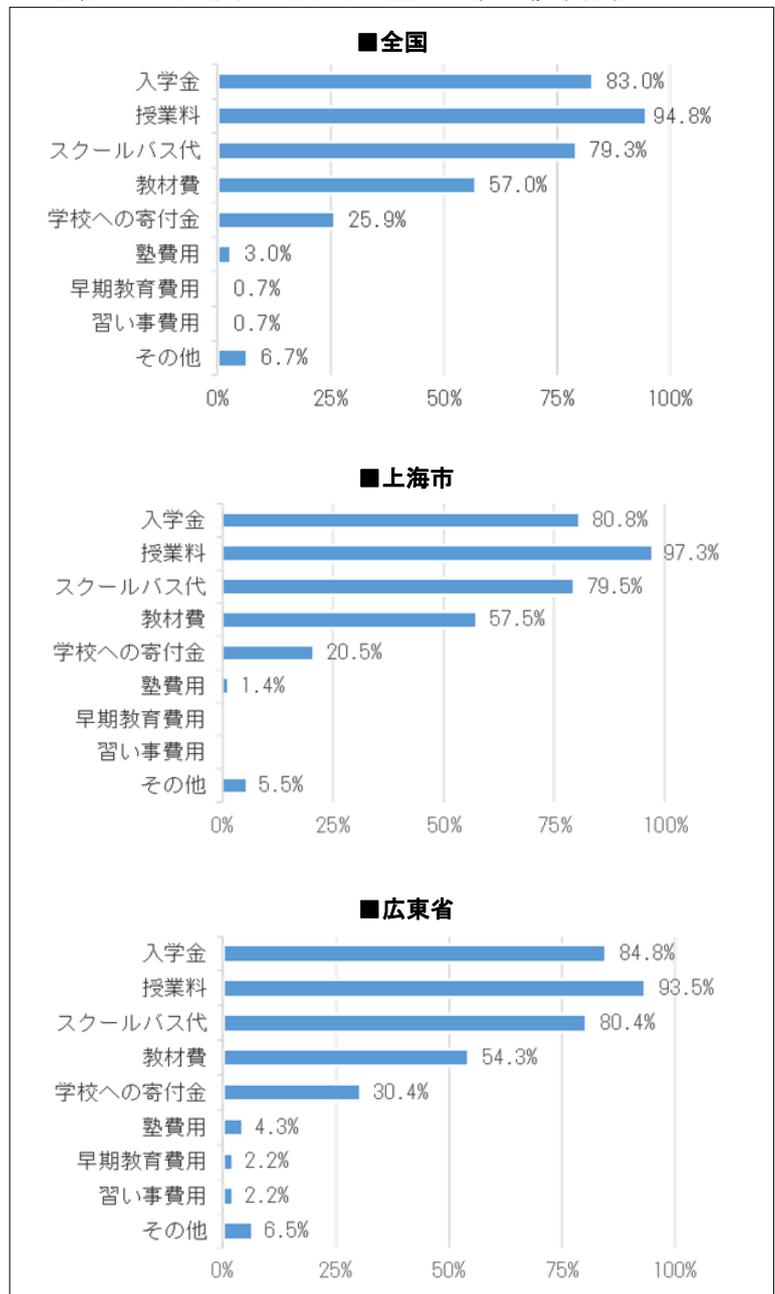
人事担当者は随時赴任者の意見を取り入れながら、必要な手当・補助範囲について精査していく必要があると考えられる。

そして、海外赴任手当のもう一つの要素は、生計費の差額補償とは無関係な、インセンティブ的な意味合いを持つ手当である。海外勤務に伴う奨励金である海外勤務手当や、日本よりも生活環境が厳しい地域への派遣時に支給されるハードシップ手当などがそれに該当する。ここで、これらの手当に関して、弊社で実施した2015年7月の調査結果と今回の調査結果を比較してみたい。支給有りと回答した企業（上海市・江蘇省）は、海外勤務手当においては47.3%→33%（33社）、ハードシップ手当においては24%→22%（22社）といずれも減少傾向にある。これらの手当は各企業のポリシーが強く反映されると言われるが、コスト調整・削減をしている企業が少なくないことがうかがえる。前述の通り昨今の中国では以前ほど生活面での不便さがなくなり、生活環境が改善してきていることが考慮されているのであろう。

今後の駐在員待遇の見直しはどのように行っていくべきか。今回の調査結果からは、中国国内の生活レベル向上を踏まえて、生計費に関する部分はより充実させ、インセンティブ要素は削

けている会社も少なくないようであるが、子女教育については、日本国内であれば学費も含め原則無償であることから全額補償とする企業がやはり多いようである。いずれにしても、日本で生活していればコストがかからない部分に対する補助が行われているかどうか、待遇に関して駐在員の納得感を得るために重要なポイントになってきそうである。企業の

図表4 子女教育手当による補助内容（複数回答可）



減していくという形で、駐在員の納得感とコストの調整を図ろうとしている企業の様子が見受けられた。昨今の情勢・生活実態を踏まえて削減できる部分と、与えるべき・充実させるべき処遇のバランスを見ながら、慎重に検討していくことがより一層求められてくるであろう。

Ⅲ. 海外駐在の在り方はどう変わるのか

中国の生活環境の変化や物価、為替状況を踏まえた場合、どの程度の待遇が保障されるべきなのか、については慎重な検討を要するが、同時に現在の駐在員派遣がそもそも企業の目的や戦略に合致したものなのか、また企業側にとって多大なコストを要する中国への駐在員派遣が現在と同じ規模で果たして必要なのか、といった検討が今後は益々重要になってくるであろう。

今回の調査では駐在員の今後における増減計画についての設問を設けているが、それによると、「現状を維持する予定」と回答した企業は全体の74%（129社）、「減らす予定」と回答した企業は全体の約20%（34社）であった。また「減らす予定」と回答した企業のうち、その理由について「現地化の推進による現地法人の運営体制見直し」と回答した企業が25社あった。決して多いとは言えないが、一部企業では、現地化推進の一環として、駐在員中心の管理体制から脱却し現地人材を管理職やトップマネジメントに登用しようとしている動きが見て取れる。

ここで考えたいのが、日本企業はなぜ駐在員を海外に派遣してきたのか、という点である。日本本社との調整、拠点の計画立案・進捗管理、経営理念の浸透やガバナンスの維持、技術移転、人材育成など、駐在員が担ってきた役割は多岐にわたる。だが日本企業の場合、具体的且つ明確なタスクが特に設定されない上、派遣期間や待遇についても画一的な運用が多く、ある意味海外現法における日本人ポストの持ち回りといった位置づけで海外派遣を繰り返してきたケースが多い。海外駐在を育成目的と考えているようなケースでは尚更である。海外に赴任すると、日本での役職よりも責任あるポジションを任されることが普通であり、その結果、海外駐在を通じてスキルや経験を身につけることができる。そして将来的には日本本社の幹部として力を発揮してもらうことが期待されるのである。まさに長期的な幹部育成を見据えたメンバーシップ型のジョブローテーションといえる。

それでは、このような日本の従来の海外駐在の在り方は今後どのように変わっていくのだろうか。前述した中国の物価高や為替、駐在コスト削減の必要性といったコスト的な側面は確かに要因として大きい。それ以外で今後の海外駐在の在り方を規定していく可能性のある要因を以下に挙げてみよう。

1. ジョブ型雇用への注目

コロナ禍を契機に日本でも注目され、一部の大手企業などで導入が進んだジョブ型雇用の影響が考えられる。ジョブ型の考え方に立つのであれば、海外派遣は、海外子会社側に日本人をアサインすべき具体的なジョブやタスク或いは戦略的ミッション（およびそれに紐づく空きポスト）があることが前提となるであろう。海外ポストへの派遣が実際に必要と判断されるケースにおいても、その派遣期間や待遇はアサインされるジョブや派遣目的によって変わってくるはずである。また実際の派遣に際しては、駐在員個人が備える具体的な資質、実践的な職務能力や専門性により大きな比重が置かれることになるであろう。

2. 働き方の多様化やDX化の影響

今後の海外駐在の変容の可能性を考えるにあたり、コロナ禍を経てリモートワークやオンラインMTGが常態化し働き方の多様化やDX化が進んだ点も看過できない。コロナ期間中、多くの企業で現地業務のオペレーションや現地スタッフの管理が本社からのリモートで行われることとなり、その結果、海外派遣は本当に必要なのか、が問われる結果となった。必要最低限の配置は中国現地に残すにしても、オンラインと出張をうまく組み合わせれば、これまでのような規模で海外駐在させなくても海外拠点の運営は可能である、と認識した企業も決して少なくないものと思われる。

3. 現地化の必要性に対する認識の高まり

現地市場への適応力強化のため、現地化を成そうとする企業が増えた点も指摘できる。前述した「APAC 日系企業「現地化」に関する調査（中国版）」では、中国内の日系企業の90%が現地化を進めるまたは維持する必要性を認識しており、現地化の意味合いについては、多くの企業が「現地法人の経営層の一部また現地管理職に現地人材を登用すること」と定義している。しかし、一方で特徴的なのが「現地の経営トップ」に現地人材を登用すると回答した企業が全体の18%に留まっており、トップにはやはり駐在員を据えるべきであるとする会社が多いことも見て取れる。

4. 派遣目的の多様化

海外派遣が行われる背景や目的自体が多様化してきているという側面も考える必要がある。現在では、企業側主導による派遣以外に、海外チャレンジ制度などによる自身のキャリア形成を目的とした、従業員が自ら望んで行われる派遣もある。また企業側主導と言っても、経営理念・経営手法の浸透やガバナンス維持を主目的とした長期派遣、ローカル幹部や技術者育成のために本社や国内事業部から指導役として期限付きで派遣されるといった戦略的な短期派遣、海外トレーニー制度のような若手育成を始めから主目的とした短期派遣など、その目的は多様である。

本調査の結果および先に上げた様々な要因などを踏まえると、短期的には従来通り駐在員中心の管理体制で中国現地業務を執り行う企業が多数を占めるものと想定されるが、中長期的にはこれまで支的であった長期駐在者へ過度に依存した現地経営方式は徐々に見直されていくものと思われる。具体的には、中国でのローカル人材の活用がより一層模索されていく中で、ローカル社員への業務移管が可能な業務は何なのか、本社からリモートで執り行うべき業務は何なのか、また日本人が中国現地で駐在しなければならない業務は何なのか、が各社で問われていくことになるであろう。経営トップは駐在者が担うケースが依然として予測されるものの、中国子会社の一部経営や管理、業務オペレーションの多くは、ローカル社員への移管が進むものと想定される。日本人ポストに対し、駐在員を派遣するよりかは遥かにコストを抑えられる現地採用日本人の取り込みや活用が増える可能性もある。

人の移動に関してもこれまでのような長期派遣以外に、短期派遣、出張、転籍（現地採用への切り替え）など本社と海外拠点とのかかわり方がより多様化し、またそれらの選択肢を目的や状況に応じてうまく組み合わせることで対応していく企業が増加していくものと考えられる。海外派遣が必要と判断されるケースにおいても、コストを肥大化させる家族帯同駐在は減っていく可能性が高く、また実際の派遣に際しては必要な海外ポストに必要な資質やスキルを備えた人材を必要な期間派遣するといった、

より効率化とコスト管理に軸足を置いた運用が意識されていくはずである。これらが浸透し定着していくと、結果的に長期駐在者自体の削減傾向が進むだけでなく、長期駐在ポストの持ち回りといった、ある意味目的が必ずしも明確でない従来の派遣の在り方は徐々に成立しなくなっていく可能性が高いものと考えられる。

以上

PERSOLKELLY Consulting (Shenzhen) Co., Ltd.
英創安衆企業管理諮詢（深セン）有限公司

PERSOLKELLY Consulting（パーソルケリーコンサルティング）は、APACにおいて30年の経験と実績を有するグローバル人事コンサルティングファームです。

現在、APACにおいて主に日系企業を中心とした700社以上の会員企業様に対して、日常発生する人事労務上の問題に対する問題解決支援を行っています。また人事制度の設計や人材開発・研修等においても、豊富な経験・知識を結集し、クライアントの皆様へ最適なソリューションをお届けしています。

Director 福田 忠之 (Fukuda Tadayuki)

2013年、PERSOLKELLY Consulting（旧 Intelligence Anchor Consulting 上海）入社。中国における日系現地法人の労務問題の相談から、人事制度・賃金制度の設計、就業規則等会社諸規程の作成、組織の統合/閉鎖に係る労務対応、人員削減実務に至るまで、人事労務系コンサルティング業務全般に従事。



Senior Consultant 野口 実里 (Noguchi Misato)

パーソルグループ入社後、労務領域などのプロジェクト推進コンサルティング業務を担当。その後 PERSOLKELLY Consulting 深セン支社に赴任し、現在は中国華南エリアの日系現地法人における会社規程類の作成や各種調査、労務トラブル相談対応など、人事労務コンサルティング業務に幅広くに従事。



【 要約 】

- ▶ 中国においては、2021年から2023年にかけて個人情報保護法を中心とするデータ保護関連の一連の立法及び実務の激変が見られた。特に昨年は中国内の個人情報の日本などへの移転に関する法規制に重要な動きが見られた。本年も引き続き継続的な対応が必要と思われる。
- ▶ 個人情報保護法の規定により、ほぼ全ての日系企業が法律上対応義務を負う可能性があることが明らかにされたため、多くの企業が当該域外移転の手續の立法状況について強く関心を寄せることとなった。
- ▶ 「重要データ」の域外移転についても許認可手續である安全評価が必要とされているが、「重要データ」が必ずしも明確に規定されていないため、企業にとって、データを中国域外に移転させる場合に手續が必要であるか否かの判断が困難な点である。
- ▶ 昨年9月28日には「データ域外移転流動の規範化及び促進についての規定」(意見募集稿)が公表された。当該規定はまだ正式公布・施行されていないが、一定の場合、又は一定の条件に満たされれば、安全評価、標準契約の締結及び保護認証のいずれの手續も免除されている点が注目されよう。

■ 最初に

世界的に個人情報保護の強化が叫ばれ、中国においても個人情報保護の意識が高まる中で、2021年から2023年にかけて個人情報保護法を中心とするデータ保護関連の一連の立法及び実務の激変が見られた。その対応に追われた日系企業は多かったと思われるが、特に昨年は中国内の個人情報の日本などへの移転に関する法規制に重要な動きが見られた。本年も引き続き継続的な対応が必要と思われる。

本稿の目的は、中国における個人情報を含むデータの流れを規制する一連の法律、すなわちネットワーク安全法、個人情報保護法及びデータ安全法並びに関連細則において、「個人情報」及び「重要データ」の「中国域外への移転」^{※1}に関する規制・手續がどのように定められ、実務はどのように行われているかを説明することにある。

1. 域外移転制度の個人情報と重要データについての概要

(1) 個人情報について

2021年11月1日に施行された個人情報保護法は、「個人情報取扱者は、業務等の必要性により、中華人民共和国境外に対し個人情報を提供する必要がある場合」(同法38条)には、列挙された

^{※1} 本原稿では、香港、マカオ、台湾の法域を除く中国からの個人情報の移転を「中国域外への移転」としている。

いずれかの手続が必要であることを明らかにした。

すでに2017年6月1日に施行されたネットワーク安全法においても、「基幹的情報インフラの運営者」については、中華人民共和国国内の運営において収集・発生させた個人情報及び重要データについての域外適用に関して何らかの手続が必要であることが明記されていたが、「基幹的情報インフラの運営者^{※2}」は限定された業者が対象として想定されており、一般の事業者は対象にならないとされていた。

しかし、個人情報保護法においては、安全評価手続、認証取得手続、標準契約締結のいずれかの手続を満たすことが要求されており、かつ、取り扱う個人情報の数などによる免除規定も明確になっていなかったため、例え1件でも個人情報を海外へ提供する場合には、何らかの手続を取る必要がある文言の規定ぶりとなっている。ほぼ全ての日系企業が法律上対応義務を負う可能性があることが明らかにされたため、多くの企業が当該域外移転の手続の立法状況について強く関心を寄せることとなった。

その後、「個人情報」の域外移転に関する手続の免除規定については、後述のとおり、取り扱う個人情報数が1万件未満である場合などに上述の手続を不要とする規定の意見募集稿が発表された。しかし、2023年12月31日現在において、未だにこの免除規定の正式版は公布・施行されていない。

(2) 重要データについて

2021年9月1日に施行された「データ安全法」は、「基幹的情報インフラ運営者が中国境内での運営において収集・生じせしめた重要データの域外移転の安全管理には、ネットワーク安全法の規定が適用されると定める。他方で、重要データのうち、重要情報インフラの運営者以外の者が中国境内での運営において収集・生じせしめた重要データについては、関連当局が共同して域外移転の安全管理に係る規則を制定する（同法31条）」としており、「重要データ」の域外移転についてもやはり一定の手続が必要とされている。

問題は、後述のように「重要データ」が必ずしも明確に規定されていないため、企業にとって、データを中国域外に移転させる場合に手続が必要であるか否かの判断が困難な点である。

以下、「個人情報」の域外移転の手続の状況と、「重要データ」の域外移転の手続の状況及び「重要データ」の定義について、現在明らかになっている情報を元に解説を試みている。

ただし、一連のデータ関連法も近年施行されて間がないものであり実務例等は少なく、かつ、細則も一部施行されていない状況であることから、明確な記載が困難な点があることはご容赦いただきたい。

また、1万人未満の一定の手続を不要とする規定については、いつ正式公布・施行されてもおかしくない状況であり、この点が2023年12月31日における当原稿の記載と異なった場合は、変動の激しい分野において発生し得る事象としてご容赦いただきたい。

^{※2} 基幹的情報インフラについては「公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務、国防科学技術工業等の重要な産業及び領域、並びに一度機能が破壊若しくは喪失に遭い、又はデータが漏洩した場合には、国家安全、国家経済・人民の生活、公共利益に重大な危害を与える可能性のある重要なネットワーク施設、情報システム等」という定義がされている（情報インフラ安全保護条例（2021年國務院令745号））。

2. 個人情報における域外移転

(1) 3つの手続

個人情報保護法は、個人情報の域外移転について、個人情報取扱者が業務等の必要性により個人情報を域外移転する必要が確実にある場合であって、次の条件のいずれかを満たす場合のみ^{※3}認められる（同法 38 条）としている。

- ① 個人情報保護法 40 条の規定に従い当局による安全評価に合格すること
- ② 当局の規則に従い、専門機構による個人情報保護の認証を得ること
- ③ 当局の制定する標準契約に従って域外の移転先と契約を締結し、双方の権利と義務を約定すること

このように、個人情報取扱者は上述①～③のいずれかを選択できることとされているが、ただし「基幹的情報インフラ運営者」又は「当局の定めた数以上のデータを取り扱う者」は、上記②又は③の手続に拠ることはできず、域外移転の必要がある場合、法律・行政規定又は当局により免除がなされている場合を除き、事前に当局による安全評価に合格する必要がある（同法 40 条後段）。

これに加え、個人情報取扱者は、中国域外への個人情報の提供時において、一定の情報を告知し、かつ、個別の同意を取得しなければならない。

(2) 安全評価手続

このうち、上記(1)①の安全評価の制度については、2022 年 9 月 1 日からデータ域外移転安全評価規則が施行されており、「安全評価手続」は実際に運用が開始されている。

「安全評価手続」が必要とされるのは、次の事由がある場合である。

- (a) データ取扱者が域外に重要データを提供するとき
- (b) 基幹的情報インフラ運営者及び 100 万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が域外に個人情報を提供するとき
- (c) 前年 1 月 1 日以降、累計で 10 万人の個人情報又は 1 万人のセンシティブ個人情報を域外に提供したデータ取扱者が域外に個人情報を提供するとき
- (d) 国家ネットワーク情報部門の定めるデータ域外移転に係る安全評価を申告すべきその他の事由

重要データについては、下記 3 で述べる。ここでは、「個人情報」についての上記(b)の「100 万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が域外に個人情報を提供するとき」及び上記(c)の「前年 1 月 1 日以降、累計で 10 万人の個人情報又は 1 万人のセンシティブ個人情報を域外に提供したデータ取扱者が域外に個人情報を提供するとき」の要件について特にご留意いただければ幸甚である。

このような比較的大量の個人情報を取り扱わない企業の場合には、上記(1)②又は③の手続の適用を

^{※3} 個人情報保護法 38 条ではこの 3 つのほか、「法律・行政法規又は国家ネットワーク情報部門の定めるその他の条件」を満たす場合も域外移転が可能とされているが、現在のこのような条件は不見当である。

検討することとなる。

(3) 認証取得手続

上記(1)②の認証制度については、2022年12月16日、「ネットワーク安全標準実践ガイドライン－個人情報域外移転取扱活動セキュリティ認証規範」の改正版が施行された。

初版では認証規範の手続の対象について、グローバル企業の親子会社間の情報引渡などが想定されていた。しかし、改正版では、「個人情報取扱者が域外移転処理活動を行う場合」という非常に包括的な表現に修正された。

2022年11月4日に個人情報認証実施規則が施行され、認証取得に関する具体的な手続や認証の有効期間は明確に示されたが、認証実施機関や、認証手続に必要な期間、認証申請に必要な資料、適用対象の要件の詳細等について不明な点も残されている。

したがって、全ての個人情報取扱者が利用可能な手続ではあるが、具体的に(1)①及び③の手続とどのように使い分けがされていくのかは、今後の実務動向を引き続き見て行かざるを得ない状況である。

(4) 標準契約締結手続

上記(1)③の標準契約締結手続については、2023年6月1日、個人情報域外移転標準契約規則が施行された。

当該規則4条は、標準契約の締結により個人情報を域外に提供できる要件として、次の要件を全て満たす必要があるとしている。

- (a) 基幹的情報インフラ運営者に該当しないこと
- (b) 取り扱う個人情報が100万人分未満であること
- (c) 前年1月1日から起算し域外に提供した個人情報が累計で10万人分未満であること
- (d) 前年1月1日から起算し域外に提供したセンシティブ個人情報が累計で1万人分未満であること

これは、(1)①安全評価手続における(2)(a)～(c)記載の要件の裏返しであり、安全評価手続に当てはまらない個人情報取扱者全てがこの(1)③の標準契約締結の手続を利用できることを意味する。

また、個人情報取扱者が個人情報を域外に提供する前に「個人情報保護影響評価」を実施する必要がある点は、個人情報保護法でも求められている内容であり、この点は変わらない。

そして、標準契約の効力発生日から10営業日以内に所在地の省レベルのネットワーク情報部門（具体的にはインターネット情報弁公室）に届出を行わなければならないとされている。法律上は届出（原文「備案」）であるが、実際には、提出した情報の内容が細かく審査されるため、実質的には許認可とそれほど変わらない運用がされているとも言い得る。

届出に際しては、個人情報域外移転標準契約と個人情報保護影響評価報告を提出する必要があるが、標準契約については、当該規則の別紙である「個人情報域外移転標準契約」に厳格に従って締結されなければならない。追加条項を合意することができるものの、個人情報域外移転標準契約の本文の内容に抵触してはならないとされている。

なお、届出の前提となる「個人情報保護影響評価」の詳細については、ガイドラインが2023年5月

30日に施行されている（「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第一版）」）。

以下は、(1)①安全評価、②安全認証取得、③標準契約の3つの手続の比較概要表である。

	① 安全評価手続	② 安全認証取得手続	③ 標準契約締結
自己評価	必要	必要	必要
申請、認証、届出先	ネットワーク部門に申請・許認可	専門機構に申請・認証	ネットワーク部門に届出
国外受領者との書面締結	必要	必要	必要
有効期間	2年	3年	不明
対象	一定数を超える個人情報等	対象制限はなくなっている。	安全評価手続以外
備考	一番厳しい審査がされる可能性	認証機関次第であるが実務運用が不透明	明らかにされている義務は国外受領者にとって軽いとはいえない。

(5) 許認可又は届出手続を不要とする第四の道

上記のように、個人情報保護法の建付上は、安全評価、認証取得、又は標準契約届出のいずれかの手続を行わないと、個人情報を1件でも域外移転させることは認められない形となっていた。

例えばわずか数名が勤務する外国企業の代表事務所にまで、こうした手続を求めるのは余りに過大な負担であるという批判も少なからずあり、他国の立法のように一定の場合に手続などを免除をする免除規定が置かれるのではないかという推測もあった。

この点、2023年9月28日には「データ域外移転流動の規範化及び促進についての規定」（意見募集稿）が公表された。当該規定はまだ正式公布・施行されていないが、次の二つの場合において、安全評価、標準契約の締結及び保護認証の取得のいずれの手続も免除されている点が着目されよう。

まず、下記①から③のいずれかに該当する場合に手続が不要になる考え方が示されている（同規定4条）。

- ① 越境 EC、域外送金、航空券、ホテルの予約、ビザの申請等、個人が一方当事者として契約を締結又は履行するために、域外に個人情報を提供する場合
- ② 法律に基づいて制定された労働規則制度及び法律に基づき締結された集団契約を根拠として人事労務管理を実施し、域外に内部従業員の個人情報を提供する場合
- ③ 緊急時に自然人の生命健康と財産安全等を保護するために、域外に個人情報を提供する場合

次に、1年以内に域外に1万人未満の個人情報を提供する予定の場合も、安全評価、標準契約の締結及び保護認証の取得のいずれの手続も不要となる考え方が示されている。

ただし、この場合において、個人の同意に基づいて域外に個人情報を提供するときは、個人情報主体の同意を取得しなければならない旨が記載されていることには留意が必要である。また個人情報保護法における域外提供時の「個人情報保護影響評価」を行う義務がある点（同法 55 条(4)号）にもやはり留意が必要である。

上記の規定が正式に公布・施行されるかについては引き続き注意が必要であるが、実務上は、従業員数が少なく、かつ、従業員以外の個人情報を取り扱わないような小規模の現地法人などにおいて、急いで標準契約の届出を行うことはせず、様子を見る動きが散見される状況である。

3. 重要データの域外移転

(1) 重要データ域外移転には安全評価手続が必要

基幹的情報インフラ運営者が中国境内での運営において収集・発生させた重要データについてはネットワーク安全法（同法 37 条）に基づいて安全評価手続が必要とされる。基幹的情報インフラの運営者以外の者についても、中国境内での運営において収集・発生させた重要データについて、データ安全法（同法 31 条）に基づいて、域外移転の安全管理に係る規則に基づいて域外提供について一定の手続が必要とされており、2 (2) (a) で記載したように、「データ域外移転安全評価規則」は重要データの域外移転に際して、最も厳しい許認可手続である安全評価の実施を求めている。したがって、いずれにしる「重要データ」の域外移転時には安全評価手続が必要ということになる。

(2) 重要データの定義

したがって、域外移転する「データ」が「重要データ」であるか否かが実務上非常に重要となってくる。

この点、2021 年に公布された「ネットワークデータ安全管理条例（意見募集稿）」は、重要データを「ひとたび改竄、破壊、漏洩され、又は違法に獲得若しくは利用されると、国家安全又は公共利益を害するおそれのあるデータ」と定義している（同条例 73 条(3)）。

なお、「重要データ識別指南（求意見稿）」も、同様に定義した上で、「国家機密は含まれず、また一般的には個人情報は含まない」としている。ただし、一定規模の個人情報又は大量の個人情報を加工して作られたデータが国家安全又は公共利益に影響する場合には、重要データになるとも注意書きで記載されている。

(3) 重要データの例

重要データの例として、「ネットワークデータ安全管理条例（意見募集稿）」は、未公開の政務データ、情報データ、輸出管理規制に関するデータ、国家経済運行に関するデータ、工業等の重点業界及び領域の安全生産、運行のデータ、重要システム構成、設備のサプライチェーンデータ、人口及び健康、自然資源及び国家環境基礎データ等を列挙している（同条例 73 条 3 項）。

また「データ安全法」は、「工業（中略）主管部門は、当該業種及び当該分野のデータ安全の監督管

理職責を負う」としている（同法6条）。さらに、「各地域及び各部門は、データ分類・級別保護制度に従い、当該地区及び当該部門並びに関連する業種及び分野の重要データの具体的リストを確定し、リストに組み入れたデータについて重点的保護を行う」とも規定している（同法21条3項）。

つまり、「重要データ」は、各部門、各業界が必要に応じて、規定を公表し、定義を明確にしている状況である。各企業は、自らの関係する部門、業界における重要データの定義の検討状況を確認することが推奨される。

最後に、具体的な各部門、各業界の規定例として、「自動車分野」及び「工業及び情報化分野」についての規定例を紹介する。

【自動車分野】

自動車分野の重要データには以下のものが含まれるとされる（「自動車データ安全管理若干規定（試行）」（2021年10月1日施行）3条）。

- (1) 軍事管理区、国防科学工業単位及び県以上の党政府機関等の重要なセンシティブエリアの地理情報、人員移動量、車両移動量等のデータ
- (2) 車両移動量、物量等の経済の進行状況を反映するデータ
- (3) 自動車充電網の稼働データ
- (4) 顔データ、ナンバープレート等を含む車外の動画、画像データ
- (5) 10万人を超える個人情報主体に係る個人情報
- (6) 国家ネットワーク情報部、発展改革委員会、工業及び情報化部、公安部等の関連部門が確定する国家の安全、公共利益又は個人、組織の合法的利益を損ない得るその他のデータ

【工業及び情報化分野】

工業及び情報化分野の重要データは、リスクの程度が次のいずれかの条件に該当するデータをいうとされる（「工業及び情報化分野データ安全管理弁法（試行）」（2023年1月1日施行）10条）。

- (1) 政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、電磁、ネットワーク、生態、資源、原子力安全等に対して脅威となる、又は海外の利益、生物、大気圏、極地、深海、人工知能等の国家安全に関連する重要分野に影響を与えるデータ
- (2) 工業・情報化分野の発展、生産、運営、及び経済利益等に対して重大な影響を与えるデータ
- (3) 重大なデータセキュリティインシデント又は生産安全事故が発生した場合に、公共の利益又は個人、組織の適法な権利・利益に重大な影響を及ぼし、社会に与えるマイナスの影響が大きいデータ
- (4) 連鎖的な影響を及ぼすことが明らかであり、複数の業界、地域、又は業界内の複数の企業に影響を及ぼし、又は影響が長期に渡り持続し、業界の発展、技術の進歩、及び産業の生態に深刻な影響を与えるデータ
- (5) 工業情報化部の評価確定を経たその他の重要データ

以上

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

1966年に創立された法律事務所にルーツを持ち、全世界20拠点と、800名（*一部の提携事務所及びアライアンス事務所を含む。）を超える弁護士等プロフェッショナルを擁する日本最大級の国際総合法律事務所。

東京に中国業務室、北京、上海、シンガポール、ベトナム（ハノイ・ホーチミン）、タイ、ミャンマー、インドネシア、香港、台北、ドバイ、NY、ドイツにも支所/拠点を置く。

上海事務所首席代表 パートナー弁護士 野村 高志

早稲田大学法学部卒業、1998年弁護士登録。

2001年より西村総合法律事務所に勤務。2005年よりフレッシュフィールドズ法律事務所（上海）に勤務。2010年に現事務所復帰、2014年より現職。中国滞在は10年以上に及ぶ。

専門は中国内外のM&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国民法典と企業法務-日本企業への影響と変わる取引手法」（ぎょうせい 2021年4月）、「模倣対策マニュアル（中国編）」（JETRO 2012年3月）、「アジア進出・撤退の労務」（中央経済社 2017年6月）等多数。



上海事務所代表 カウンセル弁護士 東城 聡

米国系コンサルティング会社勤務を経て、2008年弁護士登録。

2008-2012年ブレイクモア法律事務所、2012-2016年高井・岡芹法律事務所 上海代表処首席代表、2016-2019年瓜生・糸賀法律事務所 上海代表処首席代表としての勤務を経て、2020年1月より現職。

中国業務を中心として、新規投資、リストラクチャリング、不正調査・防止業務、会社法・労働法対応を通して日系企業を支援する。



イベント情報

「2024 年大連ウィーク」

2月下旬に大連市政府の主催による、「2024 年大連ウィーク」が開催されます。大連市は弊行の支店所在都市であり、後援企業の一社として、本件をご案内させていただきます。

(以下大連市からのご案内転載)

2024 年 1 月 吉日

関係者各位

大連市人民政府

「2024 年大連ウィーク」のご案内

拝啓 新春の候、貴社ますますご健勝の由、お慶び申し上げます。

日頃より大連市の発展に格別なる御支援を賜りまして誠にありがとうございます。

大連市は日本との経済貿易協力と友好交流の更なる強化のため、市の代表者が2月下旬に代表団を率いて日本を訪問し、「大連ウィーク」をテーマに下記の通り一連のイベントを開催する運びとなりました。

大連市政府は大連の発展及び日中両国の経済交流により一層貢献できるよう邁進してまいる所存です。御多忙の折誠に恐縮とは存じますが、是非ともこの機会に、皆さま方のご出席をご検討くださいますようお願い申し上げます。

【大連市の概要】

- ・大連市は遼寧省の遼東半島の先端に位置する港湾都市。広州、成都、深セン等と共に「副省級都市」15都市の一つ。既存日系企業1,800社、累計進出5,000社以上。対日関係に於いて特に親密な間柄の都市。
- ・1992年に中国初の「日中工業団地」が建設される等、輸出加工を目的とした日系企業の誘致に最も早くから成功した都市の一つ。
- ・伝統的に日本語教育の中心となってきた「大連外国語大学」を有する等、日本語人材を多く輩出してきたことから、日本企業のオフショアセンター（BPO、ITO）が集積。
- ・経済構造の変化等を踏まえ新たな産業育成、投資誘致のため、2020年、国務院より「中日地方発展協力示範区」への指定を受け、日系企業の投資へ注力。

敬具

1. 日 時：2024年2月25日(日)～2月27日(水)
2. 主 催：大連市政府、大連市金普新区管理委員会、大連市商務局、大連市外事弁、
大連長興島経済技術開発区投資促進局
3. 後 援：日本貿易振興機構、日中投資促進機構、日中経済協会、日本国際貿易促進協会、
東海日中貿易センター、日中経済貿易センター、みずほ銀行、三井住友銀行、
三菱UFJ銀行
4. 参 加 費：無料（事前に参加ご希望のイベント問合せ先へご連絡ください。）
5. 言 語：中国語⇄日本語（同時通訳）
6. 主要イベント：下記ご参考

「2024年大連ウィーク」各主要イベント案内

イベント名	時間	会場	問合せ先
日本「大連ウィーク」オープニングセレモニー並びに中日(大連)地方発展協力モデルパーク投資情報共有会	2024年2月26日(月) 16:00-17:15	ザ・プリンスパークタワー 東京 B2	大連金普新区商務局 焦伝玉 1240790291@qq.com
2024 中日ソフトウェア産業協力フォーラム並びに大連デジタル経済産業説明会	2024年2月27日(火) 9:30-10:30	ホテルニューオータニ東京	大連高新技术産業園 区経済発展局 孫冠博 112a3@163.com
中日生命健康産業懇談会	2024年2月27日(火) 9:30-11:20	ザ・プリンスパークタワー 東京 B2	大連金普新区商務局 王倩倩 13325154660@163.com
大連(日本)グリーン低炭素化工産業交流協力説明会	2024年2月27日(火) 14:00-15:00	ザ・プリンスパークタワー 東京 B2	大連長興島経済技術 開発区投資促進局 馬勝、王雲双 1474726304@qq.com

以上

《ご参考》 チャイナビジネス関連レポート

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	23 年 11 月号(2023/11/6) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0170-XF-0105.pdf 23 年 12 月号(2023/12/11) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0171-XF-0105.pdf 24 年 1 月号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	小刻みな調節が続く中国の金融政策運営(2023/10/3) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-as231003.pdf 中国は財政を「適度に」拡大し景気下支えへ(2023/12/20) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2023/pdf/express-as231220.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.122 サプライチェーン新戦略～欧米アジアそれぞれの展望～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2023_summer.pdf Vol.123 脱炭素化とエネルギー安全保障の共存～日本企業のビジネスチャンスを考える～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2023_winter.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 696 号(2024/1/4) 越境貿易投資の高水準開放試行拡大に向けた通達を公表 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0749-XF-0105.pdf 第 697 号(深堀)(2024/1/9) 『温室効果ガス (GHG) 自主的排出削減取引管理弁法 (試行)』 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0750-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 140 号(2023/11/21) 景気回復はスローペースが続く https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0140-XF-0105.pdf 第 141 号(2023/12/29) 足元の景気動向と中央経済工作会議 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0141-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2023/11/20) 23 年 10 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0086-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2023/12/21) 23 年 11 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0087-XF-0103.pdf

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 インフォライン (西方路、王博)

E-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp TEL : (日本) 03-5220-8734

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8721. 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心16D
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西楼8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大厦11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大厦18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大厦701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮弁公楼8階
TEL:86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL:86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15楼
TEL:852-2685-2000

● Asset Management One HK.Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13楼
TEL:852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。